

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 高齢者支援課
問合せ	高齢者福祉係 TEL:03-3578-3921

NO	37
----	----

1 事業名	いきいきプラザ等機能強化検討委員会運営	要求区分	新規	港区基本計画	政策No.	6	施策No.	19	施策名	心豊かで健康な生活への支援
					関連計画	地域保健福祉計画	高齢者分野	施策(1)①		
					⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現					
2 事業説明文	多様化する高齢者ニーズに対応していくため、地域の高齢者の拠点となるいきいきプラザ等の機能強化について検討する委員会を設置します。									
3 事業内容、実施手法、スケジュール等					4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）					
【事業内容】 高齢者人口増を始め、多様化する高齢者ニーズへの対応として、既存施設の機能をこれまで以上に発揮し、信頼され、喜ばれる地域拠点に転換していくため、機能強化の協議を進める委員会を設置します。 【場所・回数】 検討委員会の開催 5回 委員会構成→学識経験者、民生委員・児童委員、介護予防リーダー、老人クラブ、いきいきプラザ館長など10名程度 【検討課題】 ・避難所機能の拡充 ・利用状況の分析 ・設置目的の検証 ・配置の考え方の設定 ・敬老室、浴室の運用の考え方の設定 ・健康、世代間交流等の拡充					現状の17か所のいきいきプラザのほか、児童高齢者交流プラザ及びふれあい団らん室で、ほぼ同義の事業を実施しており、周知等も同様に行っております。コロナ禍を経て、利用者層の変遷への対応のほか、新規利用者や前期高齢者の利用が少ないことなどの課題があります。また、配置の考え方の見直しの要望が議会から出ているほか、特定の地域へのいきいきプラザの設置の要望が出ている現状です。					
					5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む）					
					老人福祉法に基づき、老人福祉センターとして、健康の増進やレクリエーションのために施設を設置					
					6 事業実施により得られる効果・成果 ・いきいきプラザ等の機能強化によって、高齢者の地域拠点として活性化され、住み慣れた地域で住み続けられる地域づくりの実現につながります。 ・検討委員会の開催より、地域の利用者を含め、利用団体のみなさんの声の反映につながります。					
					7 根拠法令・規定等		8 事務事業評価結果			
					・老人福祉法 ・港区立いきいきプラザ条例 等		—			
9 要求内容 (単位：千円)					10 調整内容 (単位：千円)					
項目 小計 (うち特財)					項目 小計 (うち特財)					
いきいきプラザ機能強化検討支援に係る経費 4,653,000円 4,653 0					いきいきプラザ機能強化検討支援に係る経費 4,188,000円 4,188 0					
検討委員会委員 報償費					検討委員会委員 報償費					
(@13,000円×1人+@10,000円×9人)×5回 515,000円 515 0					(@13,000円×1人+@10,000円×9人)×5回 515,000円 515 0					
要求額 5,168 0					調整額 4,703 0					
11 調整の考え方					12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為 (単位：千円)					
多様化するニーズに対応し、高齢者の生きがいがづくり、介護予防や健康づくりをどのように支援していくか課題整理や対応方法の検討が必要です。いきいきプラザに求められる機能、運用方法や配置の考え方等の検討を進めるため、経費の一部を精査の上、本事業の予算を計上します。					財源内訳	国庫支出金				
						都支出金				
						その他特財				
						一般財源	— 4,703			
					事業実施に伴う将来コスト		検討委員会委員経費 515千円（うち特財なし）／年 ※継続して検討を進める場合や、恒常的な会議体を設置する場合			
債務負担行為		令和 年度 ～ 令和 年度			限度額					

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課	NO	38
問合せ	障害者支援係 TEL:03-3578-2462		

1 事業名	重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業			要求区分	新規	港区基本計画	政策No. 20	施策No. 2	施策名	障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実	
							関連計画	港区地域保健福祉計画			
							⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現				
2 事業説明文						重度障害者が安心して大学等で修学できるよう、通学中の移動や大学等における食事や排せつの介助等を支援します。					
3 事業内容、実施手法、スケジュール等						4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）					
【事業内容】 重度障害者が修学するために必要な支援体制を、大学等（大学、大学院、短期大学など）が構築できるまでの間において、重度障害者が修学に必要な通学中の移動や、大学等における食事や排せつの介助等を支援します。 【対象】 重度訪問介護を利用する障害者 【実施方法】 本人と重度訪問介護事業所が作成した修学に必要な支援の種類や時間数を示した計画書をもとに、事業所から支援員を派遣します。 【費用及び自己負担】 費用 1時間当たり2,270円 利用者負担額は、原則1割負担			【スケジュール】 令和7年3月 要綱制定、事業周知 4月 事業開始			重度障害者は、高校までは特別支援学校等において、スクールカーなどの通学支援や学校での食事や排せつの介助等を受けながら、修学することができています。しかしながら、大学等においては、障害者が修学できるようヘルパー事業所と契約して支援体制を整えているところが少なく、重度障害者の学びの選択肢が制限されている状況です。					
						5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む）					
						国：平成30年から、地域生活支援事業（国1／2、都1／4の補助）として、本事業を創設 近隣区：渋谷区、江戸川区、練馬区などで実施					
						6 事業実施により得られる効果・成果					
						重度障害者が大学等で重度訪問介護を利用できる環境を整えることにより、修学に必要な支援を受けることが可能となり、重度障害者の学習機会の選択肢を拡充することができます。					
7 根拠法令・規定等						8 事務事業評価結果					
障害者総合支援法						—					
9 要求内容（単位：千円）						10 調整内容（単位：千円）					
項目			小計	（うち特財）		項目			小計	（うち特財）	
重度訪問介護利用者等大学等修学支援に係る給付（扶助費）						重度訪問介護利用者等大学等修学支援に係る給付（扶助費）					
2,270円×9時間×160日×2名＝6,537,600円			6,538	4,902		2,270円×9時間×160日×2名＝6,537,600円			6,538	4,902	
要求額			6,538	4,902		調整額			6,538	4,902	
11 調整の考え方						12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為（単位：千円）					
重度訪問介護については、自宅への訪問が対象であり、大学等の通学先での支援は対象になりません。地域生活支援事業として、重度訪問介護と同様のサービスを提供することで、重度障害者が大学等で学ぶ体制を整えられると考えられるため、本事業の予算を計上します。						財源内訳	国庫支出金	地域生活支援事業費等補助金		3,268	
							都支出金	地域生活支援費		1,634	
							その他特財				
							一般財源	—		1,636	
						事業実施に伴う将来コスト		重度訪問介護に係る経費 1人当たり 3,269千円（うち特財2,451千円）／年（重度障害者が大学等へ修学する期間）			
債務負担行為		令和 年度 ～ 令和 年度				限度額					

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課	NO	39
問合せ	障害者支援係 TEL:03-3578-2462		

1 事業名	放課後等デイサービス送迎支援事業			要求区分	新規	港区基本計画	政策No. 20	施策No. 3	施策名	特別な配慮の必要な子どもへの支援		
2 事業説明文	障害児が放課後等デイサービス事業所に通所して適切な発達支援を受けられるとともに、その保護者が就労できる環境を整えられるよう、特別支援学校から放課後等デイサービス事業所までの送迎を支援します。											
3 事業内容、実施手法、スケジュール等						4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）						
【事業内容】 一般乗用旅客自動車運送事業を行っている障害福祉サービス事業所に業務を委託し、特別支援学校から放課後等デイサービス事業所までの送迎を支援します。 区内の放課後等デイサービス事業所から立地が離れている都立臨海青海特別支援学校に通学する障害児を対象に実施します。 【対象】 都立臨海青海特別支援学校に通学し、放課後等デイサービスを利用する児童 【送迎方法】 車両には運転者と支援員が乗車し、車両3台で、特別支援学校から3コースに分かれて、児童が利用する放課後等デイサービス事業所まで送迎します。 車両1台当たり、4名程度の児童が同乗予定です。						障害児の保護者から寄せられる意見やアンケート結果によると、特別支援学校等から放課後等デイサービス事業所への送迎サービスを求める声は、依然として多い状況です。送迎手段がないことで、児童の特性に合った事業所に通所できないことや、保護者が送迎を担うために仕事を休むことで安定的に働くことができないといった意見があります。						
						5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む）						
						港区：送迎を実施する事業所への送迎費用助成						
						6 事業実施により得られる効果・成果						
						送迎支援をすることにより、障害児が通所できる事業所の選択肢が広がり、特性に合った発達支援を受けることができます。また、保護者が送迎しなくても学校から事業所への通所が可能となり、就労することができる一定の時間を確保することで、保護者の就労支援にも寄与します。						
						7 根拠法令・規定等		8 事務事業評価結果				
						—		—				
9 要求内容（単位：千円）						10 調整内容（単位：千円）						
項目 小計 (うち特財)						項目 小計 (うち特財)						
送迎支援委託						送迎支援実施経費						
人件費 @10,000×2人×3台×260日×1.1=17,160,000円 17,160 0						人件費 @10,000×2人×3台×260日×1.1=17,160,000円 17,160 0						
車両リース代 @49,500×3台×12か月×1.1=1,960,200円 1,961 0						車両リース代 @49,500×3台×12か月×1.1=1,960,200円 1,961 0						
ガソリン代 @170円×37,440km/9km=707,200円 707 0						ガソリン代 @170円×37,440km/9km=707,200円 707 0						
駐車場代 @45,000円×3台×12月=1,620,000円 1,620 0						駐車場代 @45,000円×3台×12月=1,620,000円 1,620 0						
要求額 21,448 0						調整額 21,448 0						
11 調整の考え方						12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為（単位：千円）						
都立臨海青海特別支援学校は他の特別支援学校と異なり区外に位置しており、在籍児童、生徒が放課後等デイサービスを利用する場合、事業所までの移動に課題がある状況です。送迎を支援することで、障害児が適切な発達支援を受けられると考えられるため、本事業の予算を計上します。						財源内訳		国庫支出金				
								都支出金				
								その他特財				
								一般財源		— 21,448		
						事業実施に伴う将来コスト		送迎支援委託経費 21,448千円（うち特財なし）／年				
						債務負担行為		令和 年度 ～ 令和 年度		限度額		

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	産業・地域振興支援部 地域振興課	NO	40
問合せ	国際化推進係 TEL:03-3578-2308		

1 事業名		外国人住民のための防災対策		要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No. 10 施策No. 1 施策名外国人の安全・安心の拡充に向けた多言語に夜情報発信 関連計画 港区国際化推進プラン 施策1 外国人の安全・安心の拡充に向けた多言語による情報発信 ⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現			
2 事業説明文 (拡充内容)		外国人住民の防災意識をより高め、災害時に円滑かつ確実に対応できるよう、新たに外国人向けに防災ハンドブックを作成します。								
3 事業内容、実施手法、スケジュール等					4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）					
<レベルアップ分> 【事業内容】 外国人住民の防災意識を高め、「（仮）外国人向け防災ハンドブック」（以下「ハンドブック」といいます。）を作成します。 ハンドブックは、外国人が災害時の行動、避難所の役割、ルール等を理解することに特化した内容とし各地区総合支所や防災課、地域防災協議会の意見も取り入れながら、避難者と避難所を運営する人、双方の理解を深められる内容とします。 また、素材は耐水性、耐久性にすぐれたライメックスで作成し、災害時にハンドブックを持ち出せば必要な情報を得られる内容とします。		【対象】 在住外国人 作成したハンドブックは、外国人がいる世帯に発送するとともに窓口や地域防災訓練等で配布します。 【回数】 外国人がいる世帯への発送は1回		区には、令和6年8月1日現在、22,210人の外国人が暮らし、その割合は総人口の8.3%に及び国籍で見ると130を超える国の外国人が暮らしています。そのすべての国の母語に対応することは困難です。 有事の際に備えるため、また、防災意識を高めるため、地域の共通言語である「やさしい日本語」と多言語で情報発信をすることは必要不可欠であり、4言語で外国人に特化したハンドブックを作成します。						
				5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む）						
				都：外国人のためのヘルプカード						
6 事業実施により得られる効果・成果										
				ハンドブックにより防災を身近なこととしてとらえ、区内で暮らす外国人等が港区総合防災訓練等に参加することにより、防災意識が高まりが期待でき、港区としての防災力が向上します。						
<レベルアップ分以外> 港区国際防災ボランティア研修、港区国際防災ボランティア保険料		【スケジュール】2年に一度程度改定と発送 令和7年4月 日本語原稿確定 7月下旬 英・中・ハングル翻訳 8月上旬～9月上旬 印刷・発送準備 9月中旬以降 外国人がいる世帯に配付		7 根拠法令・規定等		8 事務事業評価結果				
				なし		レベルアップ：外国人向けの防災ハンドブックを作成することについて、外国人の理解が深まることで防災意識が高まり、区全体の防災力の向上が期待できるため。				
9 要求内容					10 調整内容					
		(単位：千円)				(単位：千円)				
項目		小計 (うち特財)		項目		小計 (うち特財)				
レベルアップ分		5,778		レベルアップ分		3,932				
(仮称) 外国人向け防災ハンドブック作成経費		4,762		(仮称) 外国人向け防災ハンドブック作成経費		2,916				
(仮称) 外国人向け防災ハンドブック印刷経費		1,016		(仮称) 外国人向け防災ハンドブック印刷経費		1,016				
レベルアップ分以外		9,666		レベルアップ分以外		4,745				
港区国際防災ボランティア研修経費、港区国際防災ボランティア保険料等		9,666		港区国際防災ボランティア研修経費、港区国際防災ボランティア保険料等		4,745				
要求額		15,444		調整額		8,677				
11 調整の考え方					12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為					
有事の際に区内の外国人住民が適切な対応をとれるよう、防災意識を高めるとともに必要となる情報を多言語で発信する必要があります。作成を予定しているハンドブックに関しては、これまでにない内容・仕様のものであり、災害時の行動を円滑にとれるようになると考えられることから、本事業の予算を計上します。					財源内訳		国庫支出金			
							都支出金			
							その他特財			
							一般財源		— 8,677	
					事業実施に伴う将来コスト		レベルアップ分 3,932千円（うち特財なし）／年 ※隔年計上			
債務負担行為		令和 年度 ～ 令和 年度		限度額						

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	産業・地域振興支援部 地域振興課
問合せ	国際化推進係 TEL:03-3578-2565

NO	41
----	----

1 事業名		地域で育む日本語学習支援プロジェクト		要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No.	10	施策No.	2	施策名	日本語学習や文化交流をきっかけとした外国人の地域参画の推進	
2 事業説明文 (拡充内容)		日本で生活する外国人がより多くの学習機会を得られるよう、日本語教室や日本語サロンを拡充し、子ども向けの日本語教室を開講するとともに、日本語学習支援ボランティアが増えるよう、基礎的な日本語交流講座を新たに開設します。											
3 事業内容、実施手法、スケジュール等						4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）							
<レベルアップ分> 【事業内容】 ①より多くの日本語学習支援ボランティアを募集するため基礎的な日本語交流講座を新たに開講します。 ②子ども向けの日本語教室を新設します。 子ども向けは、講義形式ではなくマンツーマン対応とし、学校の宿題のサポート等も対応します。				【回数】 <レベルアップ分> ①全3回 ②全40回程度 <レベルアップ分以外> ③3か月コースを30人分拡充 4か月コースを60人分拡充 ④土曜サロン3期→4期 ⑤100組→120組		現在、18歳以上を対象とした日本語教室を実施していますが、子ども（主に小中学生）に対する日本語に関する支援を必要とする声があります。事業周知チラシ全戸配布の影響もあり、既存の日本語教室においての受講可能人数28名に対し申込者数169名と大幅に上回っています。日本語学習をしたい外国人へ学習機会や、外国人と交流したい日本人が気軽に事業に参加できる機会も十分に提供できていない状況です。							
						5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む）							
						世田谷区：日本語教室 年に5期（20人×5期で100人）、受講料無し（テキスト代3,520円） サポーター講座 初級、中級に分けて開講 新宿区：日本語教室 区内9か所14教室（委託）、再初級者向け教室（委託）							
<レベルアップ分以外> 【事業内容】 ③基礎日本語教室を増設(90人分) ④日本語サロンを1期分（延250人分）増設 ⑤パートナー活動のマッチング数を増やします。				【スケジュール】 ②、③、④、⑤令和7年3月 事業周知、準備 4月 事業開始 ①令和7年6月 事業周知、準備 8月 実施		6 事業実施により得られる効果・成果							
						日本語教室、日本語サロン、パートナー活動の増設及び子ども向け日本語教室の開講により、外国人の日本語学習の機会を増やし、積極的な地域参画が可能になります。また基礎的な日本語交流講座を開催することで、より多くの日本人が外国人との交流の機会を得ることができ、外国人支援の輪が広がります。							
9 要求内容						(単位：千円)		10 調整内容				(単位：千円)	
項目				小計 (うち特財)		項目				小計 (うち特財)			
レベルアップ分				3,846 1,922		レベルアップ分				3,846 1,922			
①基礎的な日本語交流講座経費				377 188		①基礎的な日本語交流講座経費				377 188			
②子ども向け日本語教室経費				3,469 1,734		②子ども向け日本語教室経費				3,469 1,734			
レベルアップ分以外				36,175 18,054		レベルアップ分以外				36,175 18,054			
既存の基礎日本語教室等経費、やさしい日本語書き換え支援システム経費等				36,175 18,054		既存の基礎日本語教室等経費、やさしい日本語書き換え支援システム経費等				36,175 18,054			
要求額				40,021 19,976		調整額				40,021 19,976			
11 調整の考え方						12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為 (単位：千円)							
既存の日本語教室については、希望者に対し定員が限られており、希望者が十分に参加できない状況であり、また18歳未満の方は対象としていません。外国人の日本語学習の機会を創出するため、日本語学習支援ボランティアを確保しつつ、子ども向けの日本語教室の新設、既存の大人向け日本語教室を拡充できるよう、必要な経費を計上します。						財源内訳		国庫支出金					
								都支出金		東京都地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業費補助(1/2)		19,724	
								その他特財		基礎日本語教室受講料受入		252	
								一般財源		—		20,045	
												事業実施に伴う将来コスト	
						債務負担行為		令和 年度 ～ 令和 年度		限度額			

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	産業・地域振興支援部 地域振興課	NO	42
問合せ	国際化推進係 TEL:03-3578-2565		

1 事業名	大使館等との連携による国際交流			要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No. 10 施策No. 3 施策名 多様な主体との連携による国際力の強化 関連計画 港区国際化推進プラン ⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現		
2 事業説明文 (拡充内容)	区内の小・中学校が大使館等との連携事業をスムーズに実施できるよう、新たに支援を行います。								
3 事業内容、実施手法、スケジュール等				4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）					
<レベルアップ分> 【事業内容】 大使館等事業協力実施支援業務委託において、区立の小・中学校からの希望で実施する分については運搬・設営・撤収等を支援します。 【対象】 港区立の小・中学校 【場所・回数】 港区内の小・中学校 5回/年				大使館と区立の小・中学生が国際交流を深めるイベントを実施する際、費用が課題となりイベントの実現が困難となるケースがありました。現在も区立の小・中学校から大使館等との連携を求める声が多く、今後さらなる大使館等との連携の充実を図るため支援を行います。					
				5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む）					
				特になし					
<レベルアップ分以外> 業務委託等 大使館等事業協力実施支援の回数増加 (10回⇒12回/年)				6 事業実施により得られる効果・成果					
				多くの大使館が存在する国際都市港区の特徴を活かし、区内の小・中学生が大使館等との連携イベントをスムーズに実施できるようになります。様々な国・地域の文化との触れ合いを体験することによりグローバルな感覚を身につけることができます。					
				7 根拠法令・規定等		8 事務事業評価結果			
				特になし		レベルアップ：小・中学校と大使館の連携事業へ支援について、区民及び区内小・中学生が異国の文化を体験するきっかけとなり、多文化共生社会の実現に寄与することが期待できるため。			
9 要求内容 (単位：千円)				10 調整内容 (単位：千円)					
項目		小計	(うち特財)	項目		小計	(うち特財)		
レベルアップ分		5,554	0	レベルアップ分		1,548	0		
区立の小・中学校と大使館とのイベントの際の支援（10回）		5,554	0	区立の小・中学校と大使館とのイベントの際の支援（5回）		1,548	0		
レベルアップ分以外		27,428	0	レベルアップ分以外		19,001	9,329		
大使館等事業協力実施支援（20回）		9,482	0	大使館等事業協力実施支援（12回）		2,727	0		
イベント開催、支援等に係る経費		17,946	0	イベント開催、支援等に係る経費		16,274	9,329		
要求額		32,982	0	調整額		20,549	9,329		
11 調整の考え方				12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為 (単位：千円)					
多くの大使館が存在する国際都市港区の特徴を生かした交流事業を実施するため、業務委託の支援を拡充する必要があります。大使館と小・中学校の交流が円滑に実施できるよう、本事業の予算を計上します。 予算計上に当たっては、支援内容を細分化し必要経費を精査するとともに、回数については、既存の大使館等事業協力と併せて無理なく実施できる回数となるよう精査します。				財源内訳		国庫支出金			
						都支出金			
						その他特財	文化芸術振興基金		9,329
						一般財源	—		11,220
				事業実施に伴う将来コスト		レベルアップ分 1,548千円（うち特財なし）／年			
債務負担行為		令和 年度 ～ 令和 年度		限度額					

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課
問合せ	障害者福祉係 TEL:03-3578-2386

NO	43
----	----

1 事業名		心のバリアフリー推進		要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No.	20	施策No.	1	施策名	障害者が安全に安心して暮らせる環境の整備					
2 事業説明文 (拡充内容)		全ての人が、手話が言語であることの理解を深めるとともに多様な意思疎通手段を活用できるよう、東京2025デフリンピック大会の開催を契機とした、手話言語の普及・啓発、理解促進の取組を一層充実します。															
3 事業内容、実施手法、スケジュール等					4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）												
<レベルアップ分> 【事業内容】 教育委員会スポーツ振興部門と開催するデフリンピック競技大会前記念イベント（仮称）や障害者週間記念事業などのイベントにおいて、港区聴覚障害者協会や全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会と連携し、国際手話を学べるワークショップ、手話言語に関する普及・啓発パネル展示を実施するなど、分野横断的な取組を拡充します。 (主な内容) ・国際手話を学べるワークショップ ・聴覚障害者の意思疎通手段に関するパネル展示					【対象】 どなたでも												
					【場所・回数】 港区スポーツセンター 男女平等参画センターリーブラホール ほか												
<レベルアップ分以外> 障害者週間記念事業関連 障害者差別解消推進					【スケジュール】 令和7年～5月 実施内容の決定 7月 HP等で周知 8月以降 ワークショップ実施												
9 要求内容					10 調整内容												
項目					小計		（うち特財）		項目					小計		（うち特財）	
レベルアップ分					1,595		0		レベルアップ分					1,595		0	
国際手話ワークショップ講師謝礼					114		0		国際手話ワークショップ講師謝礼					114		0	
手話普及啓発パネル製作経費					1,253		0		手話普及啓発パネル製作経費					1,253		0	
手話普及啓発パネル製作の監修等謝礼					228		0		手話普及啓発パネル製作の監修等謝礼					228		0	
レベルアップ分以外					3,846		0		レベルアップ分以外					3,846		0	
「障害者週間記念事業」実施経費					3,846		0		「障害者週間記念事業」実施経費					3,846		0	
要求額					5,441		0		調整額					5,441		0	
11 調整の考え方					12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為（単位：千円）												
障害者の社会参加促進に向けて、手話言語等の意思疎通手段については継続して普及、啓発をする必要があります。例年実施している障害者週間記念事業等にあわせ、東京2025デフリンピック大会の開催を契機とした拡充を図ることは普及啓発に有効であると考えられることから、本事業の予算を計上します。					財源内訳		国庫支出金										
							都支出金										
							その他特財										
							一般財源		－				5,441				
										事業実施に伴う 将来コスト		(レベルアップ分は令和7年度のみの実施を予定)					
					債務負担行為		令和 年度 ～ 令和 年度				限度額						

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課	NO	44
問合せ	障害者支援係 TEL:03-3578-2462		

1 事業名		重症心身障害児（者）通所事業		要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No. 20 関連計画	20 施策No. 2 港区地域保健福祉計画	施策名 障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実		
2 事業説明文 （拡充内容）		在宅の重症心身障害児（者）が日中に通所できる場所を確保できるよう、生活介護事業所「新橋はつらつ太陽あおぞら」の定員拡大に向けた整備を進めるとともに、重症心身障害児（者）が短期入所などのサービスを円滑に利用できるよう、区独自にサービス利用時のヘルパーを加配します。									
3 事業内容、実施手法、スケジュール等					4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）						
＜レベルアップ分＞ （１）「新橋はつらつ太陽あおぞら」定員拡大（８名⇒10名）に向けた環境整備 【事業内容】 （ア）港区重症心身障害者通所事業運営委託 ・ベッド増設、医療的ケア器具増設 （イ）港区重症心身障害者通所事業訓練・作業室改修工事等委託 ・カーテンレール増設 ・コンセント増設 【対象】 重症心身障害者通所事業利用者（現在登録９名）		（２）サービス利用時における区独自のヘルパー加配 【事業内容】 重症心身障害児（者）のサービス利用の際に、その利用者を普段から支援しているヘルパーが同行します。 【対象】 重症心身障害児（者）			医療的ケア児の増加に伴い、区内の医療的ケア対応可能な通所事業のニーズが高まることを見据え、「新橋はつらつ太陽あおぞら」の１日定員を令和６年10月に６名から８名に、令和８年度に８名から10名に拡大する予定のため、定員拡大に伴う環境整備が必要になります。また、重症心身障害児（者）は、通所以外においても、短期入所の緊急時の利用の際など事業所の個別対応が難しい状況です。						
					5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む）						
					都：重症心身障害児（者）通所事業を実施する市区町村に都が定めた単価（当該施設は令和６年度11,060円）×出席数の補助を実施 他区：練馬区（３か所、定員25名）、大田区（３か所、15人）、中野区（３か所、16人）						
＜レベルアップ分以外＞ （１）重症心身障害者通所事業運営委託 （２）障害福祉サービス等従事職員のための処遇改善助成金 （３）重症心身障害児通所事業補助		【スケジュール】 令和７年４月 ベッド・吸引器増設 ヘルパー加配の開始 ５月 カーテンレール設置工事 令和８年10月 １日定員８名⇒10名			6 事業実施により得られる効果・成果						
					（１）「新橋はつらつ太陽あおぞら」の新規利用者の受入れに繋がります。 （２）利用者を普段から支援しているヘルパーを加配することで、事業所の職員体制を必要以上に整えなくても、重症心身障害児（者）の円滑なサービス利用が可能となります。						
9 要求内容					10 調整内容						
（単位：千円）					（単位：千円）						
項目		小計	（うち特財）		項目		小計	（うち特財）			
レベルアップ分		3,749	0		レベルアップ分		2,343	0			
（１-ア）港区重症心身障害者通所事業運営経費（定員増分）		120	0		（１-ア）港区重症心身障害者通所事業運営経費（定員増分）		120	0			
（１-イ）港区重症心身障害者通所事業指導訓練室改修工事等		817	0		（１-イ）港区重症心身障害者通所事業指導訓練室改修工事等		817	0			
（２）サービス利用時における区独自のヘルパー加配（延240人利用想定）		2,812	0		（２）サービス利用時における区独自のヘルパー加配（延240人利用想定）		1,406	0			
レベルアップ分以外		68,867	53,344		レベルアップ分以外		68,867	53,344			
（１）重心者通所事業運営（２）処遇改善助成金（３）重心児通所補助		68,867	53,344		（１）重心者通所事業運営（２）処遇改善助成金（３）重心児通所補助		68,867	53,344			
要求額		72,616	53,344		調整額		71,210	53,344			
11 調整の考え方					12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為						
重症心身障害者を対象とした生活介護事業については、特別支援学校在籍者の卒業等により利用者の増が見込まれており、定員の拡大が必要な状況です。また、重症心身障害者が短期入所等のサービスを利用する際、事業所側での追加の職員配置がなくとも受け入れが可能になることから、ヘルパーの加配は有効であると考えられます。在宅の重症心身障害者が適切にサービスを利用できるよう、一部必要数量を精査の上、本事業の予算を計上します。					財源内訳		国庫支出金				
							都支出金		障害者施策推進区市町村包括補助金（都基準単価）		18,197
							その他特財		生活介護収入		35,147
							一般財源		－		17,866
					事業実施に伴う将来コスト		レベルアップ分		2,343千円（うち特財なし）／年		
債務負担行為		限度額									

17 日本銀行・日本経済新聞
共同発表による

所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課	NO	45
問合せ	障害者支援係 TEL:03-3578-2462		

1 事業名		障害者（児）日中一時支援事業		要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No.	20	施策No.	2	施策名	障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実	
2 事業説明文（拡充内容）		日中活動後や放課後に障害者（児）に安心して過ごせる居場所を提供できるよう、居場所を提供する事業者の誘致を促進するため、30分単価、処遇改善や夜間支援に関する加算を新設し、区独自の報酬を拡充します。											
3 事業内容、実施手法、スケジュール等						4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）							
＜レベルアップ分＞ 「障害者（児）日中一時居場所提供事業」 移動支援等の障害福祉サービスを提供している事業者と区が協定を締結し、障害者（児）が安心して過ごせる居場所を提供する。 【対象】 日中活動後や放課後に行き場が必要な障害者（児） 【レベルアップ内容】 実施事業者を増やすため、報酬を拡充 （１）本事業同様に余暇活動の支援も行う移動支援に倣い、処遇改善に相当する加算の追加提供実績×40.2%（１円未満切り捨て） ＜レベルアップ分以外＞ ・重度障害児日中一時支援事業 民間企業等に業務委託し、学校の長期休業中に障害保健福祉センターで重度障害児を対象に、レクリエーション等を実施。				（２）事業者から従業員へ30分単位の給料を支払うための30分単価の新設 １時間当たりの単価（2,797円、1,733円）/2＝介護有：1,398円、介護無：866円 （３）保護者の就労支援のため、18時以降も支援した際の夜間支援に関する加算の新設 （２）の30分単価（1,398円、866円）×125%＝介護有：1,747円、介護無：1,082円 （４）請求方法の変更に伴う返還金の新設（※事務手続きの変更） 区から事業者に９割分を支払い、事業者が１割分を利用者から徴収し、上限額を超えた分について、区から利用者に返還する仕組みに変更。		本事業は「定員等により放デイを利用できない」「日中活動の終了時間が早く、家族が帰宅するまでの居場所が必要」という意見から開始しましたが、現在、本事業を実施する事業所は6事業所であり、十分ではありません。未実施事業所へのアンケートでは「移動支援と比べて報酬が低い」「報酬が1時間単位であるため、1時間未満の支援の場合、従業員に給料を支払えない」「夜間手当があると、夜間の支援ニーズにも応えられる」などの意見があり、今後、報酬を拡充し、担い手を確保していく必要があります。							
						5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む）							
						台東区・豊島区・つくば市などが同内容で実施							
6 事業実施により得られる効果・成果						・30分単価に加え、処遇改善や夜間支援に関する加算の新設により、協定締結事業者の拡充を図り、障害者（児）の受入れ人数が増え、多くの人の居場所の確保につながる。 ・請求方法の変更により、利用者が毎月金融機関の営業時間に支払いをする負担がなくなる。							
7 根拠法令・規定等				8 事務事業評価結果									
港区障害者（児）日中一時居場所提供事業実施要綱				レベルアップ：事業者への報酬を拡充することについて、日中活動後や放課後に障害者（児）が安心して過ごせる居場所の確保につながり、障害者（児）に対する支援の強化が期待できるため。									
9 要求内容						10 調整内容							
(単位：千円)						(単位：千円)							
項目			小計 (うち特財)			項目			小計 (うち特財)				
レベルアップ分			20,126			レベルアップ分			15,763				
・事業者請求分（介護有）：60人（夜間支援に関する加算を含む）			13,327			・事業者請求分（介護有）：60人（夜間支援に関する加算を含む）			10,365				
13,326,746円			0			10,365,247円			0				
・事業者請求分（介護無）：5人（夜間支援に関する加算を含む）			678			・事業者請求分（介護無）：5人（夜間支援に関する加算を含む）			528				
678,283円			0			527,554円			0				
・処遇改善相当分：（13,326,746+678,283）×40.2%＝5,630,022円			5,630			・処遇改善相当分：（10,365,247+527,554）×40.2%＝4,378,906円			4,379				
・負担上限月額超過返還分（介護有）：20人、月7時間、夜間5時間			491			・負担上限月額超過返還分（介護有）：20人、月7時間、夜間5時間			491				
＝490,788円			0			＝490,788円			0				
レベルアップ分以外			8,277			レベルアップ分以外			8,277				
重度障害児日中一時支援事業実施経費			43			重度障害児日中一時支援事業実施経費			43				
8,277			43			8,277			43				
要求額			28,403			調整額			24,040				
			43						43				
11 調整の考え方						12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為							
日中一時支援事業の提供について、協定締結事業者の拡充を図るため、単価の見直しや処遇改善に係る加算が必要です。障害者（児）の居場所の確保に有効であると考えられることから、一部数量を精査の上、本事業の予算を計上します。						財源内訳		国庫支出金					
								都支出金					
								その他特財		雑入		43	
								一般財源		－		23,997	
						事業実施に伴う将来コスト		レベルアップ分 15,763千円（うち特財なし）／年					
						債務負担行為		令和 年度 ～ 令和 年度		限度額			

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課	NO	46
問合せ	障害者支援係 TEL:03-3578-2825		

1 事業名		障害者就労支援		要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No. 20 施策No. 4 施策名	障害特性に応じて就労できる仕組みづくり	
2 事業説明文（拡充内容）		企業等への就職を希望又は就職している障害者が、自身の希望や特性に沿った働き方ができるよう、精神障害・発達障害に特化した支援員を新たに配置するなど障害者就労支援センターの機能を強化します。							
3 事業内容、実施手法、スケジュール等						4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）			
＜レベルアップ分＞ 障害者就労支援センターの機能強化 ①精神・発達障害に特化した支援員の配置 ②働く仲間づくりの場の拡充 【レベルアップ内容】 ①精神・発達障害に特化した支援員の配置 ＜現在＞ 就労支援員5名（精神保健福祉士・社会福祉士等） ＜レベルアップ後＞ 精神・発達障害に対する就労支援を強化するため、精神・発達領域の有資格者を新たに1名配置（精神・発達分野以外の業務にも従事）		⇒・就労を目指す精神・発達障害者の支援を強化 ・精神・発達障害者雇用に取り組む企業への訪問及び助言を強化 ・就労選択支援事業所に対する助言 ・困難ケースのチーム支援の実施 ・超短時間雇用の促進及び定着支援 ②働く仲間づくりの場の拡充（新規参加者の確保） ＜現在＞ 月5回のたまり場・サロン、年1回のクリスマス会 ＜レベルアップ後＞ 現在のものに加えて、季節ごとにイベントを実施		精神・発達障害者数が増加する中で、就職や職場定着に関する相談が増えており、障害特性から個性性が高い支援内容にも対応できる、専門職員の配置が必要です。また、令和7年10月の「就労選択支援」の開始に伴い、就労支援センターの体制強化が必要です。さらに、仕事上の悩みなどを一人で抱えてしまう方もおり、仲間づくりの場として実施しているたまり場の充実も必要です。					
				5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む） 国：令和6年度から、ハローワークに「精神・発達障害者雇用サポーター」を設置 令和7年10月から、障害者の能力や適性に合った就職の選択を支援する「就労選択支援」を施行 都：当事者主体エンパワメント事業として、自治体に障害者施策推進区市町村包括補助を実施					
＜レベルアップ分以外＞ ・本庁福祉売店業務 ・共同受注窓口業務 ・花壇等管理業務 ・設備整備等補助金 ・分身ロボットの活用 ・超短時間雇用促進 ・雇用施策との連携による就労支援特別事業		【スケジュール】 令和7年4月から業務委託内容変更		6 事業実施により得られる効果・成果 精神・発達障害者やその職場への支援を強化することで、新規就労や定着につながります。新たに始まる「就労選択支援」を各事業所が円滑に提供することで、本人の意向に沿った就労（マッチング）につながります。働く仲間づくりの場を拡充し、障害者がリフレッシュしながら働き続けられる環境を整えます。					
				7 根拠法令・規定等 区市町村障害者就労支援事業実施要綱 区市町村障害者就労支援事業補助要綱 港区障害者就労支援事業実施要綱		8 事務事業評価結果 レベルアップ：障害者就労支援センターの機能を強化することについて、就職を希望又は就職している障害者の希望や特性に沿った働き方につながり、就労支援の強化が期待できるため。			
9 要求内容						10 調整内容			
		（単位：千円）				（単位：千円）			
項目		小計	（うち特財）	項目		小計	（うち特財）		
レベルアップ分		7,047	7,047	レベルアップ分		7,047	7,047		
障害者就労支援事業 ①精神・発達障害に特化した支援員の配置		6,871	6,871	障害者就労支援事業 ①精神・発達障害に特化した支援員の配置		6,871	6,871		
障害者就労支援事業 ②働く仲間づくりの場の拡充		176	176	障害者就労支援事業 ②働く仲間づくりの場の拡充		176	176		
レベルアップ分以外		79,887	79,887	レベルアップ分以外		79,887	79,887		
その他委託料、報償費及び補助金		79,887	79,887	その他委託料、報償費及び補助金		79,887	79,887		
要求額		86,934	86,934	調整額		86,934	86,934		
11 調整の考え方				12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為				（単位：千円）	
精神・発達障害者の就労をさらに支援するために、障害特性を適切に捉え、本人や就職先企業に対し個別性の高い支援が必要です。また、就労する障害者同士の交流やリフレッシュ機会の創出は、定着の支援に一定の効果があると考えられます。障害者本人の意向に沿った就労と定着をより支援するため、本事業の予算を計上します。				財源内訳	国庫支出金	地域生活支援事業費等補助金（補助率1／2）		1,200	
					都支出金	地域生活支援費（補助率1／4）等		4,082	
					その他特財	障害者福祉推進基金		81,652	
					一般財源	－		0	
				事業実施に伴う将来コスト		レベルアップ分 7,047千円（うち特財7,047千円）／年			
債務負担行為		令和 年度	～	令和 年度	限度額				

17 シンポジウム
シンポジウム

放課後等デイサービスにおける、三期休業期間中の朝の時間帯の延長利用については要望が多く寄せられており、実施の必要があります。また現在実施している送迎は、車両に乗車している時間が長時間化しており、個別に支援が必要な利用者もいることから増便が必要です。施設利用児・者の通所を支援するため、本事業の予算を計上します。	財源内訳	国庫支出金	重層的支援体制整備事業交付金	18,59	
		都支出金	障害者施策推進区市町村包括補助事業等補助金 等	31,46	
		その他特財	庁舎等使用料	1	
		一般財源	－	1,083,45	
	事業実施に伴う将来コスト		レベルアップ分 91,462千円（うち特財なし）／年		
	債務負担行為		令和 年度 ～ 令和 年度	限度額	

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課	NO	48
問合せ	障害者施設係 TEL:03-3578-2387		

1	事業名	児童発達支援センター管理運営		要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No. 20	施策No. 3	施策名	特別な配慮の必要な子どもへの支援		
2	事業説明文 (拡充内容)	子どもの発達に悩みや不安などを抱える保護者が早期に不安を解消できるよう、初回相談までの期間を短縮するとともに、				地域の中核機能としての役割をより果たせるよう、心理士等を増員し、児童発達支援センターの体制を強化します。						
3	事業内容、実施手法、スケジュール等					4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）						
<レベルアップ分> 【事業内容】 児童発達支援センターにおける初回相談待機期間短縮と地域の中核機能充実のための体制強化 (主な内容) 子の発達に悩みや不安などを抱える保護者に対し、初回相談までの期間を短縮し、相談件数の増加、その後の早期の発達支援の開始を促進するため、また、改正児童福祉法に伴う児童発達支援センターの地域の中核的役割機能の強化を図り、地域との連絡会の充実や、保育園、学童クラブとの連携強化などに取り組むため、心理士等の専門職を増員します。		【対象】 児童発達支援センターの心理職などの専門職員 【場所・回数】 地域の中核機能の強化の例示 ・はったつのひろば【月3回】 ・障害児通所支援事業所の連絡会【月1～2回】 ・地域関係機関との協議会等、学校見学・視察等【月平均6件】 ・保育園や幼稚園の訪問・見学対応【月1件】 ・学童等の電話での相談対応【月3件程度】 ・実習生受け入れ【年間 保育士：88日など】			児童発達支援センターでは、開設した令和2年度と令和5年度の相談件数を比較すると約30%増加しています。これまでも職員体制を強化し、増加し続ける相談ニーズに対応していますが、初回相談までの待機期間が最大で約3か月になる時期もあったことから、対象となる児童の早期支援の開始とともに、子の発達に悩みや不安などを抱える保護者の早期の不安解消が求められています。							
					5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む） 東京都児童発達支援センター地域支援体制強化事業（人材育成のための研修経費等に対する補助）、東京都区市町村発達検査体制充実緊急支援事業（発達検査体制を充実させるための人件費、備品購入費に対する補助）※いずれも令和6年度。令和7年度以降の実施は不透明。							
<レベルアップ分以外> 児童発達支援センターの指定管理料、必要な備品の購入など		【スケジュール】 令和7年4月から実施。 なお、初回相談は、令和7年度中に、約1か月の待機期間となるよう、短縮を図ります。			6 事業実施により得られる効果・成果 発達支援の対象となる児童の早期の支援開始や、子の発達に悩みや不安などを抱える保護者の早期の不安解消が促進されるとともに、児童発達支援センターにおける地域の中核機能が充実することで、関係機関と連携した区全体の発達支援がより一層推進されます。							
					7 根拠法令・規定等 港区立児童発達支援センター条例など		8 事務事業評価結果 継続					
9	要求内容			(単位：千円)		10 調整内容						
項目				小計	(うち特財)	項目				小計	(うち特財)	
レベルアップ分				38,658	0	レベルアップ分				25,772	2,070	
初回相談待機期間短縮に向けた心理士等専門職の人件費（3名）				19,329	0	初回相談待機期間短縮に向けた心理士等専門職の人件費（3名）				19,329	0	
中核的役割機能の強化に向けた心理士等専門職の人件費（3名）				19,329	0	中核的役割機能の強化に向けた心理士等専門職の人件費（1名）				6,443	2,070	
レベルアップ分以外				476,476	11,613	レベルアップ分以外				482,421	12,691	
児童発達支援センターの指定管理料、必要な備品の購入など				476,476	11,613	児童発達支援センターの指定管理料、必要な備品の購入など				482,421	12,691	
要求額				515,134	11,613	調整額				508,193	14,761	
11	調整の考え方					12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為					(単位：千円)	
児童発達支援センターで実施している相談事業については、初回相談までの待機期間が長期化しており、短縮を図る必要があります。心理士等専門職を増員することで、待機期間の短縮が見込め、児童をより早く必要な支援に結び付けられると考えられることから本事業の予算を計上します。なお、中核的役割機能の強化については、支援の対象となる保育園、学童クラブや幼稚園等がどのような支援を必要としているかなどを見極める必要があるため、令和7年度については専門職1名分の予算を計上します。						財源内訳	国庫支出金					
							都支出金	障害者施策推進区市町村包括補助事業補助金 等			14,761	
							その他特財					
							一般財源	－			493,432	
						事業実施に伴う将来コスト						レベルアップ分 25,772千円（うち特財2,070千円）／年
債務負担行為						令和 年度	～	令和 年度	限度額			

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 生活福祉調整課	NO	49
問合せ	ひきこもり支援担当 TEL:03-3578-2455		

1	事業名	ひきこもり支援事業			要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No.	18	施策No.	4	施策名	低所得者の生活の支援及び自立施策の充実								
2	事業説明文 (拡充内容)	ひきこもり当事者、家族等が、地域・社会又は人との繋がりを持てるよう、メタバース等を活用した居場所づくりを実施します。																			
3	事業内容、実施手法、スケジュール等					4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）															
<レベルアップ分> 【事業内容】 当事者のための居場所づくりとして、実会場及びメタバース上で、支援員や他者との交流機会を提供します。 ご家族等のための居場所づくりとして、実会場での他者との交流機会を提供するほか、当事者と接する際の技法等のレクチャー及びワークショップ等を行う家族教室を実施します。 【対象】 区内在住のひきこもり当事者及びそのご家族等					令和6年4月に「ひきこもり支援専用相談窓口」を設置しました。ひきこもり当事者の家族等から、当事者と繋がりを持つのが難しく、悩み等を話す場-居場所-が欲しいと要望が出ています。また、当事者については、リアルな居場所に参加しづらい当事者に社会との接点を持つきっかけの場としてメタバースを活用した居場所が有効です。さらに、家族の困難な状況に寄り添い解決への道筋を示す家族教室が必要です。																
					5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む）																
					都：ひきこもり専用機関「ひきこもりサポートネット」が家族セミナーを実施 他区：（実会場の居場所）江戸川区、豊島区、世田谷区、墨田区等 （メタバースの居場所）江戸川区。ただし港区の事業とは対象者・手法が異なる。																
					6 事業実施により得られる効果・成果																
					・居場所提供をすることにより、他者や同状況家族と繋がることが可能となり、ひきこもりや悩みに対する精神的負担の軽減が見込めます。 ・家族教室の実施により、当事者との関わり方等を学べ、当事者の心情変化のきっかけになり得ます。																
					7 根拠法令・規定等				8 事務事業評価結果												
<レベルアップ分以外> ひきこもり支援専用相談窓口の運営					・生活困窮者自立支援法 ・経済財政運営と改革の基本方針2024（内閣府） レベルアップ：居場所づくりについて、社会、人との接点を持つきっかけとなり、ひきこもりや悩みに対する精神的負担の軽減、当事者の心情変化につながることを期待できるため。																
					9 要求内容					(単位：千円)			10 調整内容			(単位：千円)					
					項目		小計		(うち特財)							項目		小計		(うち特財)	
レベルアップ分							48,638		22,744		レベルアップ分							45,391		22,744	
相談窓口等運営経費（家族の居場所づくり含む）							30,326		22,744		相談窓口等運営経費（家族の居場所づくり含む）							32,799		22,744	
メタバースを活用した居場所づくり経費（当事者の居場所、家族支援含む）											メタバースを活用した居場所づくり経費（当事者の居場所、家族支援含む）										
当事者の居場所、家族教室の実施経費等							12,592		0		当事者の居場所、家族教室の実施経費等							12,592		0	
メタバース空間構築に係る経費							5,720		0		メタバース空間構築に係る経費							0		0	
レベルアップ分以外							754		390		レベルアップ分以外							754		390	
ひきこもり支援専用相談窓口案内ポスター・リーフレット印刷等							754		390		ひきこもり支援専用相談窓口案内ポスター・リーフレット印刷等							754		390	
					要求額		49,392		23,134							調整額		46,145		23,134	
11 調整の考え方					12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為 (単位：千円)																
当事者がひきこもり状態から社会的な繋がりを持つために、安心して参加できる居場所づくりは重要であると考えられます。またそのご家族にとっても、同じ悩みを抱える方との悩みの共有や家族教室による支援が必要であると考えられます。ひきこもり当事者とそのご家族に対する支援に有効であると考えられるため、本事業の予算を計上します。 なお、メタバース空間の構築に係る経費については、メタバース区役所の構築と合わせて実施することとし、「新技術の活用に向けた体制の充実」事業に計上します。					財源内訳		国庫支出金		地域就職氷河期世代支援加速化交付金（補助率最大3／4）						23,134						
							都支出金														
							その他特財														
							一般財源		－						23,011						
							事業実施に伴う将来コスト		レベルアップ分 45,391千円（うち特財22,744千円）／年												
							債務負担行為		令和 年度 ～ 令和 年度						限度額						

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 高齢者支援課	NO	50
問合せ	高齢者施設係 TEL:03-3578-2420		

1 事業名	介護職魅力発信事業			要求区分	新規	港区基本計画	政策No. 19 施策No. 3 施策名 日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実 関連計画 港区高齢者保健福祉計画 施策3(2) 介護予防及び介護を行うための環境整備の充実 ⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現
2 事業説明文	介護施設が施設とそこで働く介護職等の魅力を発信しながら人材を確保できるよう、ボランティアとのマッチングサービスの無料トライアルを実施します。						
3 事業内容、実施手法、スケジュール等				4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）			
【事業内容】 区内の特別養護老人ホーム及び老人保健施設において、手助けが必要な時に、ボランティアを募集するための仕組みを構築します。その上で、ボランティアを実施した人による投稿で介護職の魅力を発信してもらいます。金銭的な施設の負担が生じる部分については、無料トライアル期間として区がシステム利用料を負担し、人材確保のための環境づくりを行います。 【対象】 区内で特別養護老人ホーム、老人保健施設を運営する事業者		【スケジュール】 令和7年4月 契約締結 5月 決定事業者による施設への説明 6月 事業開始		高齢者介護施設では、介護職員は介護業務の他に様々な業務を行っており、介護に専任しきれない状況となっています。このため、介護職がとにかく辛い、やりがいがないなどのイメージとなり、介護職員の人材不足に繋がっています。施設が手助けを必要とする際に、業務を補助する人手を確保し、介護職員が介護に専念できる環境を実現することで、介護職の魅力を向上させる必要があります。			
				5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む） 国：介護未経験者等が介護分野に参入するためのマッチング機能強化に対し新規の補助金を新設（令和7年度） 他区：中野区、品川区			
6 事業実施により得られる効果・成果 ・本事業の実施により、介護職員が介護業務に専念できる環境整備が図られること、施設の魅力をボランティアが発信することにより、介護職の魅力向上し、人材不足が解消に繋がります。				7 根拠法令・規定等		8 事務事業評価結果	
				—		—	
9 要求内容 (単位：千円)				10 調整内容 (単位：千円)			
項目		小計	(うち特財)	項目		小計	(うち特財)
魅力発信事業実施経費				魅力発信事業実施経費			
システム利用料@30,000円×10月×12か所×1.1=3,960,000円		3,960	0	システム利用料@30,000円×10月×12か所×1.1=3,960,000円		3,960	0
システム利用料@30,000円×5月×1か所×1.1=165,000円		165	0	システム利用料@30,000円×5月×1か所×1.1=165,000円		165	0
業務切り出し研修業務@200,000円×1式×1.1=220,000円		220	0	業務切り出し研修業務@200,000円×1式×1.1=220,000円		220	0
登録募集にかかる広告費用@300,000円×1式×1.1=330,000円		330	0	登録募集にかかる広告費用@300,000円×1式×1.1=330,000円		330	0
要求額		4,675	0	調整額		4,675	0
11 調整の考え方				12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為 (単位：千円)			
有償ボランティアを活用することで、介護分野への多様な人材の参入が促され、介護現場の負担軽減や介護職の魅力向上に効果があると考えられることから、本事業の予算を計上します。				財源内訳	国庫支出金		
					都支出金		
					その他特財		
					一般財源	—	4,675
				事業実施に伴う将来コスト		トライアルのためのシステム利用料負担は令和7年度のみを予定	
債務負担行為		令和 年度 ～ 令和 年度	限度額				

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 高齢者支援課	NO	51
問合せ	高齢者相談支援係 TEL:03-3578-2407		

1 事業名	エンディングプラン登録事業			要求区分	新規	港区基本計画	政策No. 19	施策No. 4	施策名	誰もが安心して暮らせる地域づくり		
2 事業説明文	高齢者等の区民が希望に沿った終末期の医療や円滑な死後事務等を実現できるよう、緊急連絡先や終活に係る情報をあらかじめ区に登録し、対象者が病気等で意思表示ができなくなったときなどに、医療機関等へ登録内容を開示します。											
3 事業内容、実施手法、スケジュール等						4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）						
【事業内容】 対象者の意思を的確に医療機関等へ開示することで、本人の尊厳を守るとともに、今後の人生をより豊かで安心できるものとします。 【対象】 区内に住民登録がある18歳以上の者 【場所】 港区社会福祉協議会（委託予定）						高齢者が自らのライフプランを考え、その意思を家族や支援者と共有する取組（ACP：Advance Care Planning）や終活について、現在、高齢者相談センターが中心となり、情報発信をしているが、当区における具体的なサービスや資源が少ない状況です。また、港区においても単身高齢者が増加する中、対象者本人が病気や事故等で意思表示ができなくなったときの対応、事前の備えを考えなければならない状況です。						
						5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む）						
						他区：豊島区、大田区 （なお、両区とも原則65歳以上を対象としており、18歳以上と幅広い世代を対象にしている当事業は特別区初。）						
						6 事業実施により得られる効果・成果						
						・あらかじめ区に終活関連情報を登録し、必要な際に医療機関等へ開示することで、対象者の尊厳を守ることが可能となり、希望に沿った最期を迎えることができます。 ・本事業の実施により、対象者の意思を的確に開示することで、希望に沿った最期を迎えることができます。						
						7 根拠法令・規定等			8 事務事業評価結果			
						—			—			
9 要求内容（単位：千円）						10 調整内容（単位：千円）						
項目 小計（うち特財）						項目 小計（うち特財）						
エンディングプラン登録事業実施経費 9,232						エンディングプラン登録事業実施経費 9,813						
人件費 6,274,000円						人件費 6,802,000円						
事業費 2,958,000円						事業費 3,011,000円						
要求額 9,232 0						調整額 9,813 0						
11 調整の考え方						12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為（単位：千円）						
単身高齢者など、病気や事故等で意思表示ができなくなったときの対応や事前の備えを考えなければならない方について支援が必要な状況です。登録希望者が自身の意思を反映させながら将来の生活に備えることが可能になると考えられるため、本事業の予算を計上します。						財源内訳		国庫支出金				
								都支出金				
								その他特財				
								一般財源	— 9,813			
						事業実施に伴う将来コスト		委託経費 9,245千円（うち特財なし）／年				
債務負担行為		令和 年度 ～ 令和 年度			限度額							

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課	NO	52
問合せ	障害者事業所支援係 TEL:03-3578-2671		

1 事業名	障害福祉サービス等事業所従業者永年勤続表彰事業			要求区分	新規	港区基本計画	政策No. 20 施策No. 2 施策名 障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実 関連計画 港区地域保健福祉計画 ⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現	
2 事業説明文	障害福祉サービス等事業所が障害者に安定的なサービスを継続して提供できるよう、勤続10年を超える障害福祉サービス等事業所の従業者を表彰します。							
3 事業内容、実施手法、スケジュール等				4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）				
【事業内容】 基準日から起算し、10年以上継続して障害福祉サービス等事業所に勤務している従業者等を、区が表彰します。 【実施手法】 利用者に直接サービスを提供する障害福祉サービス等事業所の従事者で、事業者（法人）の代表者及び管理者の推薦を受けた者を、区長から表彰状・記念品を手渡します。 【対象】 基準日から起算し、10年以上障害福祉サービス等事業所に勤務している従業者		■スケジュール 令和7年3月 要綱制定、事業周知 10月 推薦依頼受付 11月 表彰		少子高齢化社会である日本では、支援が必要な高齢者や障害者が年々増加しています。しかし、福祉業界においては、労働者の確保が課題となっています。区の介護保険課では、平成21年度から同内容の事業を介護サービス事業所の従事者に対し実施し、従事者の就業意欲向上の一躍を担っています。そのため、障害福祉サービス等事業所の従事者に対しても表彰事業を実施し、従事者の就業継続意欲の向上を図ります。				
				5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む）				
				港区：区内の介護保険サービス事業所従事者を対象に、永年勤続表彰を実施				
				6 事業実施により得られる効果・成果				
				障害福祉サービス等事業所の従事者のモチベーション向上及び就業継続意欲の向上により、障害者に質の高いサービスを安定的に提供できます。				
9 要求内容 (単位：千円)				7 根拠法令・規定等		8 事務事業評価結果		
				・障害者総合支援法 ・児童福祉法		—		
10 調整内容 (単位：千円)				11 調整の考え方				
項目 小計 (うち特財)				項目 小計 (うち特財)				
・印刷製本費（賞状印刷）@270×50枚×1.1 15 0				・印刷製本費（賞状印刷）@270×50枚×1.1 15 0				
・一般需用費（区内商品券・写真・壇上花・記念品贈呈用紙袋）(@10,000×50枚) + (@180×50名×1.1) + (@24,000×1.1) + (@11,100×1.1) 549 0				・一般需用費（区内商品券・写真・壇上花・記念品贈呈用紙袋）(@10,000×50枚) + (@180×50名×1.1) + (@24,000×1.1) + (@11,100×1.1) 549 0				
・役務費（筆耕料）@285×50枚×1.1 16 0				・役務費（筆耕料）@285×50枚×1.1 16 0				
要求額 580 0				調整額 580 0				
12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為 (単位：千円)				12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為 (単位：千円)				
区内で継続して障害福祉サービスに携わる職員に対し、障害者福祉増進への貢献と功績に対し表彰することで、従事者の就業継続意欲の向上を図れると考えられるため、本事業の予算を計上します。				財源内訳		国庫支出金		
						都支出金		
						その他特財		
						一般財源	—	580
				事業実施に伴う将来コスト		障害福祉サービス等従事者永年勤続表彰に係る経費 580千円（うち特財なし）／年		
債務負担行為		令和 年度 ～ 令和 年度		限度額				

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課
問合せ	障害者事業所支援係 TEL:03-3578-2667

NO	53
----	----

1 事業名	就労系サービス事業所運営支援		要求区分	新規	港区基本計画	政策No. 20 施策No. 2 施策名 障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実 関連計画 港区地域保健福祉計画 ⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現 ⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現				
2 事業説明文	障害者が就労機会や就労に係る選択肢を確保できるよう、就労継続支援事業所等の安定した事業運営を支援するため、事業所の賃借料を補助します。									
3 事業内容、実施手法、スケジュール等			4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）							
【事業内容】 区内の就労系障害福祉サービス事業所の賃貸借料を負担している法人に対し、新たに賃貸借料の一部を補助することで、安定的に運営できるようにします。 【実施手法】 事業所が負担する賃貸借料に、前年度の区民利用率に応じて規定した補助率を乗じて得た金額を補助額として、年一回・一括払いにて支払います。 【対象】 区内で就労系事業所の賃貸借料を負担している法人			【補助率】 事業所の負担する賃貸借料（家賃及び共益費）に次の補助率を乗じる。 ①区民在籍率0～50%未満…補助率15% ②区民在籍率50～70%未満…補助率20% ③区民在籍率70%～…補助率25% ※区民在籍率は、前年度の利用者数の平均により算定します。（利用者数の平均＝全利用者の延べ数を前年度の開所日数で除して得た数。新規開設事業所は、90%として算定します。） 【スケジュール】 令和7年3月 要綱制定、事業周知 4月 交付申請 5月 支払 令和8年3月 実績報告				令和6年9月現在、区には事業所の賃貸借料の補助のない就労系事業所が12か所あります。就労系事業所は、障害者への就労機会の提供により、主体的な生活と自己実現、健康維持、社会参加の機会の保障等の役割を担っています。現在、障害者数の増加や重度化・高齢化による一般企業への就労が困難な障害者による事業所への通所のニーズが増えていますが、区内は賃貸借料が高く、平成30～令和4年度に6か所が廃止になるなど、増加する障害者に対して就労の受け皿となる事業所が十分ではない状況です。 5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む） —			
			6 事業実施により得られる効果・成果							
			事業所の賃借料補助を行うことで、区内の就労系事業所が安定的に運営することができます。事業所数の維持・増加は、障害者の就労機会の選択肢を維持・増加することができます。							
			7 根拠法令・規定等		8 事務事業評価結果					
			障害者総合支援法		—					
9 要求内容			10 調整内容							
(単位：千円)			(単位：千円)							
項目 小計 (うち特財)			項目 小計 (うち特財)							
・平均賃借料@556,200×補助率3/20×11事業所×12月 11,013 0			・平均賃借料@556,200×補助率3/20×11事業所×12月 11,013 0							
・平均賃借料@417,700×補助率1／4×1事業所×12月 1,253 0			・平均賃借料@417,700×補助率1／4×1事業所×12月 1,253 0							
要求額 12,266 0			調整額 12,266 0							
11 調整の考え方			12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為 (単位：千円)							
区内の就労系障害福祉サービス事業所は減少傾向にあり、区内に事業所を設ける際の家賃の高さが一因と考えられます。事業所の賃借料を補助することで、事業所の運営を安定させることで、障害者が就労機会を得らるとともに、就労の選択肢も確保できると考えられることから、本事業の予算を計上します。			財源内訳		国庫支出金					
					都支出金					
					その他特財					
					一般財源	— 12,266				
			事業実施に伴う将来コスト		賃借料補助に係る経費 12,266千円（うち特財なし）／年					
債務負担行為		令和 年度 ～ 令和 年度	限度額							

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課	NO	54
問合せ	障害者支援係 TEL:03-3578-2462		

1 事業名	医療的ケア児・者支援事業		要求区分	新規	港区基本計画	政策No. 20 施策No. 2 施策名 障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実 関連計画 港区地域保健福祉計画 ⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現
2 事業説明文	医療的ケア児・者及びその家族が安心して地域で生活できるよう、「医療的ケア児等コーディネーター」を活用した相談支援体制の強化、医療的ケア児等支援ガイドブックの作成、区立施設における医療的ケアの実施の際に必要な医師指示書の文書料の補助及び医療的ケア児・者の支援を行う事業所への補助事業を実施します。					
3 事業内容、実施手法、スケジュール等			4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）			
(1) 「医療的ケア児等コーディネーター」を活用した相談支援体制の強化 【事業内容】 東京都の研修を修了した、医療的な知識や障害福祉サービスに精通したコーディネーターを活用し、医療的ケア児と家族に対して丁寧に相談に応じ適切な支援につなげる支援体制を強化します。 【対象】 医療的ケア児・者とその家族 (2) 医療的ケア児等支援ガイドブックの作成 【事業内容】 医療的ケア児・者が利用できるサービス、医療的ケア児の1日、1週間のスケジュールモデル等を紹介するガイドブックの作成・配布 【対象】 医療的ケア児・者とその家族			全国的に医療的ケア児は増加傾向（厚労省調査：H23、14,886人⇒R3、20,186人）にあり、区でも医療的ケア児支援の充実が必要です。区では、協議の場である「障害者地域自立支援協議会医療的ケア児・者部会」で「相談先が不明確」「サービスの情報不足」「経済的な負担」及び「医療的ケアの担い手不足」の課題について意見が寄せられています。 5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む） 現状：（医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者）区内5人 東京都：医療的ケア児支援センターの設置 他区：（医療的ケア児等コーディネーターの配置状況、配置数5人以上の自治体のみ）世田谷区17人、板橋区9人、文京区8人、江東区5人、品川区5人（ガイドブック作成）江東区			
(3) 医師指示書の文書料の補助 【事業内容】区立施設による障害福祉サービスで医療的ケアを提供する際の医師指示書の文書料を補助します。 【対象】医療的ケア児の保護者及び医療的ケア者 (4) 医療的ケア児・者支援を行う事業所の補助 【事業内容】 ア) 看護職員居住支援特別手当 イ) 訪問看護事業所宿舍借り上げ支援 ウ) 消耗品購入支援 エ) 人材紹介会社紹介費補助 オ) 新任職員育成支援 【対象】医療的ケア児・者を支援する訪問看護事業所及び障害福祉サービス事業所 【スケジュール】 令和7年4月 新規補助事業開始 5月 コーディネーターによる支援開始 7月 ガイドブック発行			6 事業実施により得られる効果・成果 (1) 相談先の明確化と多職種連携の強化 (2) 医療的ケア児・者の家族への情報発信の強化 (3) 医療的ケア児・者の家族の経済的な負担の軽減 (4) 医療的ケアの担い手確保			
9 要求内容			7 根拠法令・規定等			
(単位：千円)			8 事務事業評価結果			
項目 小計 (うち特財)			・児童福祉法 ・医ケア児支援法			
10 調整内容			—			
(単位：千円)						
項目 小計 (うち特財)						
(1) 医療的ケア児等コーディネーター謝礼（@40,000円×30人） 医師研修謝礼（@13,700円×3時間）			(1) 医療的ケア児等コーディネーター謝礼（@40,000円×30人） 医師研修謝礼（@13,700円×3時間）			
(2) 医療的ケア児支援ガイドブック印刷製本費（@255円×2,000冊×1.1）			(2) 医療的ケア児支援ガイドブック印刷製本費（@255円×2,000冊×1.1）			
(3) 医師指示書文書料補助（@3,300円×50人×3回）			(3) 医師指示書文書料補助（@3,300円×50人×3回）			
(4) 医療的ケア児・者支援を行う事業所の補助 ア) @20,000円×300人=6,000,000円 イ) @82,000円×12月×7/8×20人=17,220,000円 ウ) @100,000円×1/2×60事業所=3,000,000円 エ) @1,000,000円×1/4×30事業所=7,500,000円 オ) @4,200円×1/2×60事業所=126,000円			(4) 医療的ケア児・者支援を行う事業所の補助 ア) @20,000円×300人=0円 イ) @82,000円×12月×7/8×20人=0円 ウ) @100,000円×1/2×60事業所=0円 エ) @1,000,000円×1/4×30事業所=7,500,000円 オ) @4,200円×1/2×60事業所=126,000円			
(5) 医療的ケアに関する協議の場の開催 委員謝礼、介護人派遣 （既存事業からの付替）			(5) 医療的ケアに関する協議の場の開催 委員謝礼、介護人派遣 （既存事業からの付替）			
要求額			調整額			
11 調整の考え方			12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為			
(単位：千円)			(単位：千円)			
医療的ケア児・者やそのご家族を支援するため、本事業の予算を計上します。 なお、医療的ケア児・者支援を行う事業所の補助に係る経費については、医療的ケアの担い手確保の観点から、より効果が見込まれると思われる（4）エ）人材紹介会社紹介費補助、（4）オ）新任職員育成支援にかかる経費を計上します。			財源内訳	国庫支出金	児童虐待防止対策等総合支援事業補助（補助率：1／2）	950
				都支出金	①医ケア児等総合支援事業②コーディネーター補助	681
				その他特財		
				一般財源	—	8,952
			事業実施に伴う将来コスト		医療的ケア児等コーディネーター謝礼等 10,583千円（うち特財1,630千円）／年	
			債務負担行為		限度額	

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 保健福祉課	NO	55
問合せ	包括的支援推進担当 TEL:03-3578-2382		

1 事業名		港区重層的支援体制整備事業		要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No. 18 施策No. 1 施策名 港区ならではの地域包括ケアの推進 関連計画 港区地域保健福祉計画 ⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現	
2 事業説明文 (拡充内容)		複雑化・複合化した課題を抱えた区民が必要な支援を受けられるよう、包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業を開始します。						
3 事業内容、実施手法、スケジュール等					4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）			
<レベルアップ分> 【事業内容】 ・「支援会議」の実施により 個人情報の共有について本人同意が取れない場合でも、支援関係機関等の間で情報の共有が可能となり、地域における見守りや支援体制を強化します。 ・区独自として包括的相談支援事業者の範囲を拡大します。（児童相談所など） ・令和6年度に設置されたひきこもり支援専用相談窓口との連携を強化します。 ・孤独・孤立対策等の新たな動きについても本事業と関連が深いため対応を検討していきます。		<レベルアップ分以外> ・多機関協働事業・支援プランの作成 ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ・参加支援事業 ・研修の実施		【スケジュール】 令和7年3月 関係機関への事業周知 4月 要綱制定 重層的支援体制整備事業 開始		5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む）		
						重層的支援体制整備事業実施自治体 特別区11区 （全国346自治体）		
						6 事業実施により得られる効果・成果 重層的支援体制整備事業を実施することにより、制度の狭間にいる相談者への包括的支援、課題を抱えながらも本人同意がない区民への迅速な対応、多機関・多職種連携の推進を図ることができ、より一層包括的な支援体制の構築をすることが可能となります。		
				7 根拠法令・規定等		8 事務事業評価結果		
				・社会福祉法		レベルアップ：事業を実施することについて、課題を抱えながらも本人同意がない区民への迅速な対応、多機関・多職種連携を図ることができ、より一層包括的な支援体制の構築が期待できるため。		
9 要求内容					10 調整内容			
(単位：千円)					(単位：千円)			
項目		小計	（うち特財）	項目		小計	（うち特財）	
レベルアップ分		31,125	23,343	レベルアップ分		33,131	24,847	
港区重層的支援体制整備事業実施支援に係る経費				港区重層的支援体制整備事業実施支援に係る経費				
31,125,000円×1式=31,125,000円		31,125	23,343	33,131,000円×1式=33,131,000円		33,131	24,847	
レベルアップ分以外		0	0	レベルアップ分以外		0	0	
要求額		31,125	23,343	調整額		33,131	24,847	
11 調整の考え方					12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為			
令和7年度から重層的支援体制整備事業を本格的に実施するため、本事業の予算を計上します。					(単位：千円)			
					財源内訳	国庫支出金	重層的支援体制整備事業交付金(補助率1／2)	16,565
						都支出金	重層的支援体制整備事業交付金(補助率1／4)	8,282
						その他特財		
						一般財源	－	8,284
事業実施に伴う将来コスト		レベルアップ分 33,131千円（うち特財24,847千円）／年						
債務負担行為		令和 年度 ～ 令和 年度	限度額					

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 保健福祉課	NO	56
問合せ	地域福祉支援係 TEL:03-3578-2381		

1 事業名		民生委員・児童委員活動推進		要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No. 18 施策No. 2 施策名 安心して暮らし続けるための地域福祉の推進 関連計画 港区地域保健福祉計画			
2 事業説明文 (拡充内容)		民生委員・児童委員活動の支援及び民生委員・児童委員の普及啓発に向けて、タブレットの貸与や周知啓発に係る費用の拡充を行います。								
3 事業内容、実施手法、スケジュール等					4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）					
<レベルアップ分> 【事業内容】 民生委員活動におけるペーパーレス化の推進や、訪問時の区民からの相談支援の強化等のため、民生委員・児童委員にタブレットを貸与します。 また、一斉改選を迎えるに当たり、民生委員活動の紹介動画の作成等による周知啓発の強化や、快適に民生委員活動を行うための支援を行います。 【対象】 ①タブレットの貸与 民生委員・児童委員、支援部及び各地区事務局 ②周知啓発・活動支援 民生委員・児童委員		【タブレット貸与の履行期間】 令和7年12月～令和10年11月（予定） ※次期の任期：令和7年12月1日～令和10年11月30日 【タブレット運用条件】 タブレットの利用に当たっては、Googleアカウントを利用した各種アプリの使用を想定しており、Googleアカウントを管理するためにはGoogle Workspace（有料版）の登録が必要になります。 【周知啓発・活動支援の具体策（予定）】 ・活動紹介動画やリーフレットの作成 ・身分証用ストラップ、熱中症対策グッズの購入		都では、民生・児童委員の地域における相談支援や負担軽減等を目的として、令和4年に都内全民生・児童委員へモバイルPＣ（chromebook）を配付しました。令和8年1月にGoogleアカウントの契約満了を迎えるに当たり、港区民生・児童委員からは、タブレット等の配付による継続的な活動支援を望む声が挙がっています。また、民生委員の欠員が継続的に解消されていないことから、併せて支援を行う必要があります。						
				5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む） 都：令和4年度に都内全民生委員・児童委員へモバイルPCを配付しました。令和8年1月末にはモバイルPＣで使用しているGoogle Workspaceの契約期間が満了になります。 他区：渋谷区において、令和3年度にタブレット（iPad）の貸与を開始しています。						
				6 事業実施により得られる効果・成果 ・タブレットの配付により、定例会資料のペーパーレス化、研修動画視聴環境の整備、訪問時の区民からの相談支援の強化等を行うことができます。 ・周知啓発の強化により、地域住民の理解が深まるとともに、民生委員候補者の増加が期待できます。						
<レベルアップ分以外> ・民生委員推薦会開催に伴う委員報酬等 ・民生委員・児童委員活動に要する交通費や協議会開催に伴う経費等		【スケジュール】 令和7年7月 タブレット契約締結・要件定義 令和7年12月 タブレット貸与開始 令和8年1～3月 啓発動画作成		7 根拠法令・規定等		8 事務事業評価結果				
				・民生委員法 ・児童福祉法		レベルアップ：タブレットの貸与、また活動支援・周知啓発を拡充することについて、民生委員・児童委員が快適で充実した活動を行い、地域住民の理解を深め、候補者の増加が期待できるため。				
9 要求内容					10 調整内容					
(単位：千円)					(単位：千円)					
項目		小計	（うち特財）	項目		小計	（うち特財）			
レベルアップ分		6,686	0	レベルアップ分		5,356	145			
タブレットの貸与（予定 148台分）（使用料・賃借料）		3,867	0	タブレットの貸与（予定 148台分）（使用料・賃借料）		3,737	145			
民生委員・児童委員の活動紹介動画、リーフレット作成に係る経費（委託料）		1,782	0	民生委員・児童委員の活動紹介リーフレット作成に係る経費（委託料）		582	0			
民生委員・児童委員の活動紹介リーフレット印刷（一般需用費）		124	0	民生委員・児童委員の活動紹介リーフレット作成に係る経費（一般需用費）		124	0			
民生委員・児童委員の活動支援に係る経費（一般需用費）		913	0	民生委員・児童委員の活動支援に係る経費（一般需用費）		913	0			
レベルアップ分以外		32,105	17,600	レベルアップ分以外		32,105	17,855			
民生委員・児童委員活動に要する交通費や協議会開催に伴う経費等		32,105	17,600	民生委員・児童委員活動に要する交通費や協議会開催に伴う経費等		32,105	17,855			
要求額		38,791	17,600	調整額		37,461	18,000			
11 調整の考え方				12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為						
民生委員・児童委員は日頃から地域の中で、住民の立場に立って相談、援助を実施しており、負担の軽減を図るなど支援をする必要があります。タブレットの貸与、周知啓発の強化等がさらなる活動の支援につながると考えられることから、本事業の予算を計上します。 なお、活動紹介動画の作成に係る経費については既定の予算で対応することとし、本事業には計上しません。				財源内訳		国庫支出金				
						都支出金		地域福祉推進区市町総包括補助事業補助金(補助率1／2)ほか		18,000
						その他特財				
						一般財源		－		19,461
				事業実施に伴う将来コスト		レベルアップ分 4,774千円（うち特財145千円）／年				
債務負担行為		令和 年度 ～ 令和 年度		限度額						

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 保健福祉課	NO	57
問合せ	保健福祉総合調整係 TEL:03-3578-2328		

1 事業名	成年後見制度利用促進事業		要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No. 18 施策No. 3 施策名 成年後見制度の理解と利用の促進 関連計画 港区地域保健福祉計画 ⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現
2 事業説明文 (拡充内容)	区民が将来の判断能力の低下に備え、自身が望む生活や支援を決めておくことができるよう、申立経費助成や報酬助成の対象に、任意後見における任意後見監督人の選任申立に係る経費や任意後見監督人への報酬に係る費用を追加します。					
3 事業内容、実施手法、スケジュール等			4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）			
<レベルアップ分> 【事業内容】 - 既存の成年後見制度申立経費助成の助成対象に、任意後見監督人選任申立に係る経費を追加します。 - 既存の成年後見人等報酬助成の助成対象者に任意後見監督人への報酬を追加します。 - 成年後見人等候補者推薦事業における成年後見人等候補者の登録要件を見直します。		【対象経費】 ○成年後見制度申立経費助成 (既存) 法定後見制度の審判申立経費 (追加) 任意後見制度の任意後見監督人選任申立経費 ○成年後見人等報酬助成 (既存) 法定後見制度の成年後見人等への報酬 (追加) 任意後見制度の任意後見監督人への報酬		高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等により成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれています。任意後見制度は、判断能力が衰えたときに備えて、自身の望む生活や支援の内容をあらかじめ決めておくことができ、いわゆる終活の視点からも重要であり、制度の利用促進が必要です。		
				5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む）		
				他自治体：東京都 中央区、新潟県 上越市、香川県 観音寺市・まんのう町・善通寺市・宇多津町、熊本県 玉名市・益城町・御船町、岐阜県 高山市		
				6 事業実施により得られる効果・成果		
				任意後見監督人選任申立に係る経費及び任意後見監督人への報酬に係る費用を助成することにより、任意後見制度の利用を促進します。また、成年後見人等候補者の登録要件を見直すことにより、本人に寄り添った成年後見活動が可能な候補者を登録し、適切な推薦事業の実施が可能となります。		
<レベルアップ分以外> - 成年後見制度利用促進協議会 - 成年後見制度利用促進事業 - 区民後見人等候補者養成事業		【スケジュール】 令和7年3月 要綱改正作業、区HP等で周知 4月 助成申請受付開始		7 根拠法令・規定等		
				8 事務事業評価結果		
				・港区成年後見制度申立経費助成事業 実施要綱・港区成年後見人等報酬助成事業実施要綱 等		
				継続		
9 要求内容 (単位：千円)			10 調整内容 (単位：千円)			
項目 小計 (うち特財)			項目 小計 (うち特財)			
レベルアップ分 2,680 1,340			レベルアップ分 2,400 1,200			
港区成年後見制度申立経費助成事業 申立経費助成金 160 80			港区成年後見制度申立経費助成事業 申立経費助成金 160 80			
港区成年後見制度等報酬助成事業 報酬助成金 2,520 1,260			港区成年後見制度等報酬助成事業 報酬助成金 2,240 1,120			
レベルアップ分以外 47,174 12,115			レベルアップ分以外 49,354 12,115			
港区成年後見制度利用促進事業実施経費 47,174 12,115			港区成年後見制度利用促進事業実施経費 49,354 12,115			
要求額 49,854 13,455			調整額 51,754 13,315			
11 調整の考え方			12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為 (単位：千円)			
任意後見制度の利用に当たり、申立経費や報酬助成を実施することで、区民が将来の判断能力の低下に備えるとのニーズに対応することができます。任意後見制度の利用促進に有効であると考えられるため、本事業の予算を計上します。助成金に係る経費については、過年度の執行状況をもとに必要額について一部精査の上計上します。			財源内訳	国庫支出金		
				都支出金	地域福祉推進包括補助事業補助金(補助率1／2)	13,315
				その他特財		
				一般財源	－	38,439
			事業実施に伴う将来コスト		レベルアップ分 2,400千円（うち特財1,200千円）／年	
債務負担行為		令和 年度 ～ 令和 年度	限度額			

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 高齢者支援課	NO	58
問合せ	在宅支援係 TEL:03-3578-2400～2406		

1 事業名		高齢者はり・マッサージサービス事業		要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No. 19 施策No. 3 施策名	日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実		
2 事業説明文 (拡充内容)		高齢者が身近ないきいきプラザ等でサービスを受けられるよう、台場地域でも実施するとともに年間実施回数を増やします。								
3 事業内容、実施手法、スケジュール等					4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）					
<レベルアップ分> 【事業内容】 ①実施会場の増（実施18会場⇒19会場） 台場高齢者在宅サービスセンターふれあい団らん室を実施会場に追加します。 ②年間実施回数の増（年22回⇒24回） 年間実施回数を2回増やし、毎月2回実施できるようにします。これにより、年間利用定員を120名増やし、キャンセル待ち人数の縮減を図ります。 年間利用定員：1,320人⇒1,440人（120人増）					本事業は、高齢者の健康保持を図り、高齢者福祉に貢献することを目的として平成13年度から港区視覚障害者福祉協会に事業委託し実施しています。令和4年度延べ利用者数は1,122人、令和5年度は1,207人と増加傾向にあります。またキャンセル待ち人数は令和5年度は区全体で70人おり、サービスの利用を希望していたにも関わらず利用できなかった高齢者が多くいます。					
					5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む）					
					都：高齢者施策推進区市町村包括補助事業による補助の実施（区への直接補助） 他区：22区中18区で類似の事業を実施					
<レベルアップ分以外> 実施会場：各いきいきプラザ等 計18か所 年間実施回数：22回 （1回連続2日間同一会場実施）		【スケジュール】 令和7年3月 要綱改正・周知 令和7年4月 実施			6 事業実施により得られる効果・成果					
					・利用機会を増やすことにより、キャンセル待ち人数を減らし、高齢者の健康保持と社会参加の促進が図られます。 ・台場地域で実施することにより、台場地域居住者の利用が容易になります。					
					7 根拠法令・規定等		8 事務事業評価結果			
					港区高齢者はり・マッサージサービス事業実施要綱		レベルアップ：高齢者へのはり・マッサージサービスの会場、実施回数を増やすことについて、サービス利用者の増加が見込まれ、高齢者の健康保持、社会参加の促進につながるため			
9 要求内容					10 調整内容					
				(単位：千円)		(単位：千円)				
項目				小計 (うち特財)		項目				
レベルアップ分				6,463 3,200		レベルアップ分				
高齢者はり・マッサージサービス施術料 @218,400円×24回×1.1=5,765,760円				5,766 2,883		高齢者はり・マッサージサービス施術料 @218,400円×24回×1.1=5,765,760円				
寝具類等賃貸借料 @4,000円×6組×24回×1.1=633,600円				634 317		寝具類等賃貸借料 @4,000円×6組×24回×1.1=633,600円				
対象者あてハガキ印刷 @21円×2,700枚×1.1=62,370円				63 0		対象者あてハガキ印刷 @21円×2,700枚×1.1=62,370円				
レベルアップ分以外				165 82		レベルアップ分以外				
その他高齢者はり・マッサージサービス業務実施経費 @150,000円×1.1=165,000円				165 82		その他高齢者はり・マッサージサービス業務実施経費 @150,000円×1.1=165,000円				
要求額				6,628 3,282		調整額				
6,628 3,282						6,628 3,282				
11 調整の考え方					12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為					
本事業については利用希望に対して実施回数が少なく、キャンセル待ちが生じている状況です。実施会場および実施回数を増加させることで、サービスの利用希望に対応するため、本事業の予算を計上します。					(単位：千円)					
					財源内訳		国庫支出金			
							都支出金		高齢者施策推進区市町村包括補助事業(上限120,000千円)	
							その他特財			
							一般財源		－	
事業実施に伴う将来コスト		レベルアップ分 6,463千円（うち特財3,200千円）／年								
債務負担行為		令和 年度 ～ 令和 年度		限度額						

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 高齢者支援課	NO	59
問合せ	高齢者施設係 TEL:03-3578-2420		

1 事業名		社会福祉法人等運営助成		要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No. 19 施策No. 3 施策名]日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実 関連計画 港区高齢者保健福祉計画 施策3 (2) 介護予防及び介護を行うための環境整備の充実 ⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現				
2 事業説明文 (拡充内容)		区内の介護事業者が人材の確保、災害時の職員体制の確保及び利用者サービスを向上できるよう、補助対象事業所と補助額を拡充します。									
3 事業内容、実施手法、スケジュール等						4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）					
<レベルアップ分> 【事業内容】 (1)（職員の住宅を確保するための経費） ①対象事業所の追加（デイサービスセンター及びケアハウスを追加） ②補助額増（港区内で住宅確保の場合限度額を98,000円とし、都制度優先を解除） 限度額：月額82,000円×7/8＝71,750円 →月額98,000円 ③補助戸数増（利用定員40人まで4戸とし、それ以降は利用定員数が増えるごとに戸数を上乗せ） ④補助金申請事務を行政書士等に委託する場合の経費を補助 補助率10/10 限度額40万円／年			(2)（医療的ケア実施の体制整備に要する経費） ①補助率変更及び補助限度額を増 補助率：1／2→2／3 限度額：350万円→450万円 ②対象事業所の追加（ケアハウス（介護型）を追加） (3)（食事提供の経費） 対象事業所（デイケア）を追加 (4)（介護補助員に要する経費） 対象事業所を追加（区立特養） 【対象】 区内の特別養護老人ホーム等を運営する法人 （令和6年度）28法人（令和7年度）30法人			港区においても介護人材の確保が急務の状況が続いています。①事業所への通勤負担を減らすこと、また、災害時での入所者の介護や、福祉避難所となった場合に職員体制を確保する必要があります。②医療的ケアを要する入所希望者が増えていること、また看護師の雇用の確保が困難になってきている状況です。					
						5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む） 都：職員の住宅を確保する経費については1人に82,000円×7/8を上限とした補助を行っています。 他区：他区においても東京都の補助制度に基づいた補助を実施しています。					
<レベルアップ分以外> 9 要求内容に記載のとおり			【スケジュール】 令和7年3月 要綱改正 事業者への周知 4月 事業実施			6 事業実施により得られる効果・成果 補助の対象及び額を増額することにより、通常時及び災害時における介護人材の確保（80名の増員）が可能となり、利用者の安全やサービス向上に繋がります。					
						7 根拠法令・規定等 8 事務事業評価結果 港区介護事業運営費補助金交付要綱 レベルアップ：区内で介護事業を運営する事業者に対する補助金額及び対象事業者の拡充を図ることについて、介護人材の確保、利用者の安全、サービスの向上が期待できるため。					
9 要求内容 (単位：千円)						10 調整内容 (単位：千円)					
項目			小計	(うち特財)		項目		小計	(うち特財)		
レベルアップ分			125,680	0		レベルアップ分			88,964	0	
(1) (定員40名以下) @98,000円×12事業所×4戸×12月＝56,448,000円 (定員40名超) @98,000円×4事業所×9戸×12月＝42,336,000円 -令和6年度予算41,328,000円＝57,456,000円 (補助金申請支援) @400,000円×5事業所＝2,000,000円			59,456	0		(1) (定員40名以下) 26,250×12事業所×4戸×12月＝15,120,000円 (定員40名超) 26,250×4事業所×9戸×12月＝11,340,000円 (補助金申請支援) 300,000×5事業所＝1,500,000円			27,960	0	
(2) @4,500,000円×3人×9施設＝121,500,000円 121,500,000円-令和6年度予算94,500,000円＝27,000,000円			27,000	0		(2) 4,500,000円×3人×9施設＝121,500,000円 121,500,000円-令和6年度予算94,500,000円＝27,000,000円			27,000	0	
(3) 食事提供の経費（デイケア）@600円×184人×308日＝34,003,200円 (4) 介護補助員に要する経費（区立特養） 5,220,000円			39,224	0		(3) 食事提供の経費（デイケア） 600×184人×308日＝34,003,200円 (4) 介護補助員に要する経費（区立特養） 0円			34,004	0	
レベルアップ分以外			238,935	1,075		レベルアップ分以外			238,935	1,075	
職員の住宅を確保するための経費、医療的ケア実施の体制整備に要する経費 住宅確保、食事提供の経費、介護補助員に要する経費 等			238,935	1,075		職員の住宅を確保するための経費、医療的ケア実施の体制整備に要する経費 住宅確保、食事提供の経費、介護補助員に要する経費 等			238,935	1,075	
要求額			364,615	1,075		調整額			327,899	1,075	
11 調整の考え方						12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為 (単位：千円)					
介護人材の確保は急務となっており、発災時の福祉避難所の運営等にかかる体制整備や医療的ケアが必要な方の受入れを進めるためにも、本事業の予算を計上します。 職員の住宅を確保するための経費に係る補助については、東京都の補助制度の利用を前提とし、区内に住宅確保する場合には上乗せして補助することとします。また、当該補助金の申請支援に係る補助については、区内に住宅を確保する場合を対象とし、1事業所当たりの上限額を30万円とします。当該補助については令和7年度のみ実施し、令和8年度以降は状況を見て実施することとします。 区立特養養護老人ホームに係る介護補助員に要する経費の補助については、区立施設に対する補助となるため、経費を計上しません。						財源内訳	国庫支出金			0	
							都支出金			0	
							その他特財	建物賃借料		1,075	
							一般財源	－		326,824	
						事業実施に伴う将来コスト				レベルアップ分 88,964千円（うち特財なし）／年	
債務負担行為				令和 年度	～	令和 年度	限度額				

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 高齢者支援課
問合せ	高齢者福祉係 TEL:03-3578-2392

NO	60
----	----

1	事業名	高齢者デジタルデバйд解消事業			要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No.	19	施策No.	1	施策名	心豊かで健康な生活への支援		
2	事業説明文 (拡充内容)	高齢者がスマートフォンの利用を習慣化し、いきがいづくり等に活用できるよう、デジタル活用支援員相談窓口の個別相談に加え、テーマ別講習会やY o u T u b e「港区役所チャンネル」での動画配信によるスマートフォン操作支援を実施します。													
3 事業内容、実施手法、スケジュール等						4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）									
<レベルアップ分> 【事業内容】 (1)スマートフォン操作に不慣れな高齢者の区民を対象に、同世代のシルバー人材センター会員が「暮らしに役立つスマホ講座」を開催し、高齢者の視点でスマホ活用支援を行います。 (2)スマートフォン操作の基礎等について、説明動画を作成及び配信し、手軽に繰り返し視聴できる環境を整えます。 【対象】 区民（(1)は70歳以上、(2)は、60歳以上）		【場所・回数】 (1)いきいきプラザや区民協働スペース等区施設 10回 【実施手法】 (1)港区シルバー人材センターに業務委託し、実施します。 (2)デジタル活用支援員相談窓口での相談内容を踏まえた説明内容とし、業務委託により作成します。 【条件】 年齢要件あり。要申込み。 【費用】 無料		高齢者がデジタル社会に取り残されないよう取り組むため、令和4～6年度において、スマートフォン操作等に関する個別相談を受付ける「デジタル活用支援員相談窓口」を設置し、令和6年度開設会場を拡大するなど、支援の拡充を図っています。一方、特定のテーマについて講座を実施することにより、さらに理解を深めたいという意見があることや、同じ質問を繰り返し相談する中で、習熟度を高めたいという高齢者の傾向等を踏まえ、誰ひとりとして取り残さない支援を目指します。											
				5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む） 都：「高齢者Q O L 向上のためのデジタル活用支援補助事業」を実施し、定期的又は常設のスマホ相談会やスマホの相談を通じた交流の場の設置を進めています（上限額10,000千円、補助率1／2）											
<レベルアップ分以外> デジタル活用支援員相談窓口の開設		【スケジュール】 (1) 年10回 (2) 令和7年 4月 動画作成開始 5月 周知 6月 動画配信開始		6 事業実施により得られる効果・成果				情報通信機器の操作、利用に不慣れな高齢者に向け、スマートフォンの利便性を伝え、活用のための支援を強化することで、スマートフォンの普及を進め、生活の質の向上を図るとともに社会参加の促進に繋がります。							
				7 根拠法令・規定等											
				8 事務事業評価結果				レベルアップ：高齢者向けのスマートフォン講習会を実施することについて、高齢者のデジタルデバйд解消を通じた生活の質の向上や社会参加の促進が期待できるため							
9 要求内容						10 調整内容									
項目						小計		（うち特財）		項目					
レベルアップ分						3,961		0		レベルアップ分					
(1) 暮らしに役立つスマホ講座						353		0		(1) 暮らしに役立つスマホ講座					
(2) 説明動画作成及び配信						3,608		0		(2) 説明動画作成及び配信					
レベルアップ分以外						48,895		10,000		レベルアップ分以外					
デジタル活用支援員相談窓口運営経費						48,895		10,000		デジタル活用支援員相談窓口運営経費					
要求額						52,856		10,000		調整額					
11 調整の考え方						12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為									
暮らしに役立つスマホ講座については区が導入を進めている各種アプリの利用率の向上に有効であり、説明動画作成及び配信については、相談窓口に多く寄せられる問い合わせ内容を動画配信することで、窓口に来所しなくとも必要な支援を受けることが可能になると考えられます。 説明動画の作成及び配信について必要経費を精査の上、本事業の予算を計上します。						財源内訳		国庫支出金							
								都支出金		高齢者QOL向上のためのデジタル活用支援補助事業補助金（上限10,000千円、補助率1／2）		10,000			
								その他特財							
								一般財源		－		41,998			
												事業実施に伴う将来コスト		レベルアップ分 3,103千円（うち特財なし）／年 ※レベルアップ分以外については、令和7年度まで、高齢者Q O L 向上のためのデジタル活用支援補助事業補助金の活用が可能（補助対象2年間）。	
						債務負担行為		令和 年度 ～ 令和 年度		限度額					

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 高齢者支援課	NO	61
問合せ	在宅支援係 TEL:03-3578-2400～2406		

1 事業名		高齢者熱中症等対策事業		要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No. 19 施策No. 4 施策名]誰もが安心して暮らせる地域づくり 関連計画 港区地域保健福祉計画 施策4（1）安全で安心して暮らし続けられる地域づくりの推進 ⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現				
2 事業説明文 （拡充内容）		経済的な理由でエアコンを設置できない高齢者世帯等がエアコンを購入、設置し熱中症を予防できるよう、高齢者エアコン購入費給付事業の助成上限額を物価高騰等を考慮して増額します。									
3 事業内容、実施手法、スケジュール等					4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）						
<レベルアップ分> 【事業内容】 高齢者エアコン購入費給付事業の助成上限額を増額 します。併せて、事業周知チラシ・ポスターを改訂し ます。 （助成上限額） 77,000円⇒87,000円 （額の算定根拠） 令和6年度生活保護基準額67,000円に、標準取付 工事費相当額20,000円を加算 （事業周知チラシ・ポスター改訂印刷） チラシ @34円×3,000枚×1.1 ポスター@740円×50枚×1.1				令和5年5月に、国は今後おおむね5年間の熱中症対策を盛り込んだ実行計画を閣議決定し、令和12年まで に死者数を半減させるとして、熱中症に関する普及啓発に取り組んでいます。区では、ふれあい相談員の戸別 訪問等において熱中症予防の啓発を行うとともに、エアコン購入費の助成により熱中症対策をしていますが、 生活保護基準額の変更や、標準取り付け工事費の価格上昇等が生じています。							
				5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む） 都：熱中症対策について、保険医療政策区市町村包括補助事業（令和6年度から高齢者施策推進区市町村包括 補助事業による補助）を実施（区への直接補助） 他区：23区中、港区を含め8区（令和6年度のみ実施の区を含む）、エアコン購入費助成を実施							
				6 事業実施により得られる効果・成果 ・エアコン購入費の助成上限額を増額することで、対象世帯の経済的負担を軽減することができます。 ・熱中症になりやすい高齢者へ注意喚起・啓発を行い、発症や重症化の未然防止を図ります。							
				7 根拠法令・規定等		8 事務事業評価結果					
<レベルアップ分以外> 熱中症予防啓発リーフレット、ポスター印刷 ヒートショック予防啓発リーフレット印刷				港区高齢者エアコン購入費給付事業実 施要綱		レベルアップ：エアコン購入費における給付限度額を増額するこ とについて、物価高騰を踏まえ、給付額を引き上げることは妥当で あり、高齢者の安心した在宅生活につながるため。					
9 要求内容				(単位：千円)		10 調整内容				(単位：千円)	
項目				小計 (うち特財)		項目				小計 (うち特財)	
レベルアップ分				7,114 0		レベルアップ分				7,114 0	
エアコン購入費給付経費（扶助費）（@87,000円×80件＝6,960,000円）				6,960 0		エアコン購入費給付経費（扶助費）（@87,000円×80件＝6,960,000円）				6,960 0	
事業周知チラシ改訂印刷（@34円×3,000枚×1.1＝112,200円）				113 0		事業周知チラシ改訂印刷（@34円×3,000枚×1.1＝112,200円）				113 0	
事業周知ポスター改訂印刷（@740円×50枚×1.1＝40,700円）				41 0		事業周知ポスター改訂印刷（@740円×50枚×1.1＝40,700円）				41 0	
レベルアップ分以外				1,265 558		レベルアップ分以外				1,265 558	
熱中症予防、ヒートショックリーフレット、脱水症啓発チラシ印刷等				1,265 558		熱中症予防、ヒートショックリーフレット、脱水症啓発チラシ印刷等				1,265 558	
要求額				8,379 558		調整額				8,379 558	
11 調整の考え方					12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為 (単位：千円)						
エアコン購入・取付費用が上昇している中、給付限度額を増額することは、熱中症で重症化するリスクの 高い高齢者のうち、経済的な理由でエアコン購入が困難な世帯のエアコンの設置促進に有効であるため、本 事業の予算を計上します。					財源内訳	国庫支出金					
						都支出金	高齢者施策推進区市町村包括補助事業補助金(上限10,000千円、 補助率1/2)			558	
						その他特財					
						一般財源	－			7,821	
					事業実施に伴う 将来コスト			レベルアップ分 7,114千円（うち特財なし）／年			
債務負担行為			令和 年度 ～ 令和 年度			限度額					

17 **INTER-DATE**
UNRELAT

所管課	保健福祉支援部 高齢者支援課	NO	62
問合せ	在宅支援係 TEL:03-3578-2400～2406		

1 事業名		高年齢者補聴器購入費助成事業		要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No. 19 施策No. 3 施策名 日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実 関連計画 港区地域保健福祉計画 施策3 (1) 在宅生活を支えるサービスの充実 ⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現	
2 事業説明文 (拡充内容)		聴力の低下がみられる高齢者が補聴器を購入して加齢性難聴への早期対応と認知症等リスクの低減を図れるよう、補聴器購入費の助成上限額を増額します。						
3 事業内容、実施手法、スケジュール等				4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）				
<レベルアップ分> 【事業内容】 申請者の経済的な負担低減を図るため、補聴器購入費(片耳1台分及び付属品（電池、充電器、イヤモード）)の助成上限額を増額します。額の変更に伴い、事業案内リーフレットを改訂し関係機関等へ配付します。 【助成上限額】 住民税非課税者 137,000円⇒144,900円 住民税課税者 68,500円⇒ 72,450円 (片耳分の1／2) ※東京都中等度難聴児支援事業の基準価格を参照		【リーフレット改訂】 必要枚数：10,000部 【ポスターA3改訂】 必要枚数：1,000枚 【ポスターA2改訂】 必要枚数：100枚 配付先：各地区総合支所、高齢者相談センター、いきいきプラザ等高齢者施設、区内補聴器販売店（協力店）、区内協力医療機関）等		令和4年523件、令和5年443件の助成を行っていますが、補聴器自体が高額なことや購入後の定期的かつ適切なメンテナンスが必要なこと、快適な利用には慣れ(時間)も必要なことから、購入を躊躇したり、購入しても違和感から装用を中断する方もいます。販売店でも試用貸出を行うなどの対応をしていますが、更なる補聴器への理解や装用の効果についての啓発が必要な状況です。				
				5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む）				
				都：高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業補助金として、「適正な補聴器支給に係る助成の補助」、「加齢性難聴に係る普及啓発」「加齢性難聴に係る聴覚検診」に対し区へ直接補助を実施 他区：21区で助成事業を実施（うち助成最高額90,000円(1区)、最低額25,000円(1区)）				
				6 事業実施により得られる効果・成果				
				補聴器購入費の助成上限額を増額することにより、申請者の経済的な負担低減が可能となり、経済的な理由で購入を躊躇されている方へ補聴器の購入、利用の促進をすることをもって、加齢性難聴への早期対応と認知症等リスクの低減を図ることができます。				
<レベルアップ分以外> 医師意見書作成業務委託 申請書・長3封筒・穴あき封筒・返信封筒印刷		【スケジュール】 令和7年3月 要綱改正・リーフレット印刷・配付 令和7年4月 実施		7 根拠法令・規定等		8 事務事業評価結果		
				港区高年齢者補聴器購入費助成事業実施要綱		レベルアップ：助成上限額を増額することについて、補聴器の購入及び利用が促進され、加齢性難聴への早期対応と認知症等リスクの低減が図れるため。		
9 要求内容				10 調整内容				
(単位：千円)				(単位：千円)				
項目		小計	(うち特財)	項目		小計	(うち特財)	
レベルアップ分		64,866	23,415	レベルアップ分		59,577	23,415	
補聴器購入費助成経費		64,409	23,257	補聴器購入費助成経費		59,120	23,257	
内訳：【課税者】 (@144,900円×0.5×279件=20,213,550円)				内訳：【課税者】 (@144,900円×0.5×274件=19,851,300円)				
【生活保護・非課税者】 (@144,900円×305件=44,194,500円)				【生活保護・非課税者】 (@144,900円×271件=39,267,900円)				
高齢者のための聞こえのチェックリスト等（リーフレット・ポスター）印刷		457	158	高齢者のための聞こえのチェックリスト等（リーフレット・ポスター）印刷		457	158	
レベルアップ分以外		896	243	レベルアップ分以外		896	243	
医師意見書作成経費 (@1,100円×584件×1.1=706,640円)・申請書等印刷		896	243	医師意見書作成経費 (@1,100円×584件×1.1=706,640円)・申請書等印刷		896	243	
要求額		65,762	23,658	調整額		60,473	23,658	
11 調整の考え方				12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為				
補聴器購入に係る経済的負担を軽減するため、助成上限額の引き上げは適切と考えられます。聴力の低下がみられる高齢者の支援に有効であるため、本事業の予算を計上します。				財源内訳		国庫支出金		
						都支出金	高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業補助金 (上限47,000千円、補助率 1／2)	23,658
						その他特財		
						一般財源	－	36,815
				事業実施に伴う将来コスト		レベルアップ分 59,577千円（うち特財23,415千円）／年		
債務負担行為		令和 年度	～	令和 年度	限度額			

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 介護保険課	NO	63
問合せ	介護事業者支援係 TEL:03-3578-2881・2883		

1 事業名	介護サービス事業者振興事業		要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No. 19 施策No. 3 施策名 日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実 関連計画 港区地域保健福祉計画 施策3（2）④ ⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現
2 事業説明文 (拡充内容)	介護従事者の確保及び育成に向け、介護職員研修等受講費用助成事業の上限を拡充するとともに、福祉のしごと面接・相談会の内容を充実します。					
3 事業内容、実施手法、スケジュール等			4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）			
＜レベルアップ分＞ ①介護職員研修等受講費用助成 【事業内容】 介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、生活援助従事者研修を受講した者に対する受講費用の助成について、介護職員の負担軽減のため、助成上限額を10万円から15万円に増額します。 【実施手法】助成金 【対象】区内介護サービス従事者 【実施時期】通年 【上限】100,000円⇒150,000円		②福祉のしごと面接・相談会（就職相談会） 【事業内容】 介護・障害分野の仕事に関心のある求職者と事業者を結びつける面接・相談会において、出展事業者によるPR会及び福祉のしごと入門セミナーを本格実施するとともに、元気高齢者の活躍の場を創出するための取組を強化します。 これに伴い、周知、集客及び当日運営について、より効率的かつ効果的に事業を実施します。 【実施手法】一部委託 【対象】介護保険サービス事業所・障害福祉サービス事業所の仕事に関心のある求職者 【実施時期】11月		①実際にかかった研修費用が助成上限額を上回る申請が増加しており、介護職員の負担となっています。（研修費用が助成上限額を上回っていた件数 R5：2件、R6：4件） ②令和5年度の来場者数は34名となっており、当イベントへの来場者数が伸び悩んでいます。		
＜レベルアップ分以外＞ 介護保険サービス従事者永年勤続表彰、介護サービス事業所向け研修、インターネットを利用した区民への介護事業者情報の提供、介護支援専門員研修等受講費用助成等		【スケジュール】 令和7年4月 助成金の周知・開始 11月 福祉のしごと面接・相談会の実施		5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む） ①都：「初任者研修等資格取得支援事業」を実施 他区：22区が、初任者研修・実務者研修等に係る費用の補助を実施。（台東区：上限額15万円、荒川区：上限額18万円） ②都：「福祉の仕事 就職フォーラム」を実施 他区：23区で実施		
6 事業実施により得られる効果・成果		7 根拠法令・規定等		8 事務事業評価結果		
①介護従事者の確保及び育成に繋がります。 ②福祉分野に興味関心のある人材を地域の中で掘り起こし、介護保険サービス及び障害福祉サービス分野の人材確保に繋がります。		港区介護職員研修等受講費用助成事業実施要綱		レベルアップ：研修等受講費用助成の上限を拡充し、区の福祉のしごと面接・相談会の内容を充実させることについて、介護従事者の負担を軽減し、介護人材の確保・定着・育成が期待できるため。		
9 要求内容 (単位：千円)			10 調整内容 (単位：千円)			
項目	小計	（うち特財）	項目	小計	（うち特財）	
レベルアップ分	7,964	5,972	レベルアップ分	8,030	6,021	
介護職員研修等受講費用助成	3,121	2,340	介護職員研修等受講費用助成	3,121	2,340	
福祉のしごと面接・相談会	4,843	3,632	福祉のしごと面接・相談会	4,909	3,681	
レベルアップ分以外	8,899	2,790	レベルアップ分以外	9,136	6,013	
その他の研修等受講費用助成ほか	8,899	2,790	その他の研修等受講費用助成ほか	9,136	6,013	
要求額	16,863	8,762	調整額	17,166	12,034	
11 調整の考え方			12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為 (単位：千円)			
研修等に係る受講費用助成は、介護職員の負担軽減に有効であると考えられます。また、福祉のしごと面接・相談会について、事業内容や周知方法の拡充は、介護保険サービス及び障害福祉サービス分野の人材確保に繋がると考えられます。介護人材等の確保は喫緊の課題であり、本事業の予算を計上します。			財源内訳	国庫支出金		
				都支出金	区市町村介護人材確保対策補助金(補助率3／4)等	12,034
				その他特財		
				一般財源	—	5,132
			事業実施に伴う将来コスト		レベルアップ分 8,030千円（うち特財6,021千円）／年	
債務負担行為		令和 年度 ～ 令和 年度	限度額			

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 介護保険課	NO	64
問合せ	介護事業者支援係 TEL:03-3578-2883		

1 事業名		介護ロボット等導入支援事業		要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No. 19 施策No. 3 施策名	日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実		
2 事業説明文 (拡充内容)		介護職員の負担軽減、業務の効率化及び職場環境の改善を図れるよう、より効果的な支援に向けた制度構築に向け、これまでの取組の効果などについて、学識経験者を交えた産学官の連携による事業の効果検証を実施します。								
3 事業内容、実施手法、スケジュール等					4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）					
<レベルアップ分> ・効果検証の実施 より効果的な支援に向けた制度構築や令和9年度以降の事業継続を見据え、これまでの取組の効果などについて、学識経験者を交えた産学官の連携による事業の効果検証を実施します。 【実施手法】 委託 【実施時期】 通年 【条件】 入札		・補助実績のある介護施設等へのヒアリング 補助制度を活用して、介護ロボット等を導入した介護施設等を訪問し、導入機器等の活用状況や導入後のヒアリング、効果検証を実施します。 ・モデル介護施設等での効果検証 モデル介護施設（区立施設を予定）に対し、専門家を派遣し、課題を整理した上で、職員の負担軽減・生産性向上につながる機器を導入し効果を検証			国は、介護ロボットやＩＣＴ機器等を活用した生産性向上による職場環境の改善を、令和6年度介護報酬改定の主要項目に位置付けています。また、令和6年7月に導入実績のある事業所向けに実施したアンケートでは、複数の事業所が、更なる介護ロボット等の導入の必要性を訴えています。					
					5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む） 都：令和6年度次世代介護機器導入促進支援事業、令和6年度デジタル機器導入促進支援事業 区：5区／23区（江東区、世田谷区、豊島区、葛飾区、渋谷区）					
<レベルアップ分以外> ・導入費用の補助 ・普及啓発及び見学会の実施 ・相談専用窓口の実施		【スケジュール】 令和7年4月 相談窓口・導入費用補助金開始、効果検証の実施 8月 普及啓発イベント実施			6 事業実施により得られる効果・成果 ＩＣＴ及び介護ロボットを導入するための支援を充実させることで、令和8年度末までに、介護ロボット等を導入している事業所を40%（令和4年8月時点）から70%に引き上げることを目標とし、介護職員の業務負担の軽減や、きめ細かな介護とサービスの質の向上を目指します。（令和5年度末時点導入率：53.9%）					
					7 根拠法令・規定等 港区介護ロボット等導入費用補助金交付要綱		8 事務事業評価結果 レベルアップ：今までの取組の効果検証を実施することについて、より効果的な支援に向けた制度構築につながり、より効果的な支援、介護現場の更なる負担軽減と生産性向上が期待できるため			
9 要求内容					10 調整内容					
		(単位：千円)				(単位：千円)				
項目		小計	(うち特財)		項目		小計	(うち特財)		
レベルアップ分		2,283	0		レベルアップ分		7,083	0		
効果検証の実施		2,283	0		効果検証の実施		2,283	0		
					モデル介護施設等での追加機器導入経費		4,800	0		
レベルアップ分以外		104,676	0		レベルアップ分以外		99,876	9,000		
介護ロボット等導入費用補助等		104,676	0		介護ロボット等導入費用補助等		99,876	9,000		
		要求額	106,959	0	調整額		106,959	9,000		
11 調整の考え方					12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為					
ＩＣＴ及び介護ロボットを導入するための費用補助は、介護職員の負担軽減や業務の効率化に有効であると考えられます。令和9年度以降の事業再構築に向けて、本事業の予算を計上します。 なお、モデル介護施設等での追加機器導入については、効果検証に当たり実施するものであるため、当該経費についてはレベルアップ分として記載します。					財源内訳		国庫支出金			
							都支出金			
							その他特財	指定寄附金	9,000	
							一般財源	—	97,959	
					事業実施に伴う将来コスト		効果検証の実施については、令和7年度のみの実施を予定			
債務負担行為		令和 年度	～	令和 年度	限度額					

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課	NO	65
問合せ	障害者施設係 TEL:03-3578-2387		

1 事業名	障害者施設等運営支援		要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No. 20	施策No. 2	施策名	障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実							
2 事業説明文 (拡充内容)	新橋はつらつ太陽が今後も重度障害者の施設として安心できる居住・活動の場としての役割を果たし続けられるよう、入所・通所者の重度化、高齢化等に対応するとともに、強度行動障害のある障害者の受入れを積極的に進めるため、職員採用経費の補助を実施します。															
3 事業内容、実施手法、スケジュール等					4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）											
<レベルアップ分> 【事業内容】 新橋はつらつ太陽における重度障害者積極受入れのための人件費補助 (主な内容) 知的障害者の入所・通所施設「新橋はつらつ太陽」において、担い手確保が困難な状況に鑑み、運営事業者の体制目標及び区が求める職員配置基準に至るまで（13名分）の採用経費を補助します。 <レベルアップ分以外> 知的障害者通所施設食事補助、障害者施設宿泊事業等補助、風の子会賃借料、障害者（児）通所事業等助成					【対象】 新橋はつらつ太陽の運営事業者「社会福祉法人長岡福祉協会」 【場所・回数】 職員配置基準「利用者：支援員＝ 約1.5：1」に至るまで						新橋はつらつ太陽では、障害者の重度化・高齢化する利用者への安定的な支援のため、国の人員配置体制加算の一つである「利用者：支援員＝ 約1.7：1」を目指し体制を整備中ですが、職員の採用ができず、加算の前提になる必要な体制を確保できていません。また、国の報酬で算定される人員体制では、区内唯一の重度知的障害者の入所施設として、現状や今後見込まれる重度障害者の受入れが困難な状況です。					
					5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む） 採用に係る経費は、独立行政法人福祉医療機構が令和5年度の調査において、人材紹介会社に係る経費の平均額について、約50万円/人と示しています（人材紹介は、令和元年度以降、新橋はつらつ太陽の採用実績として最も多い媒体です）。 6 事業実施により得られる効果・成果 重度の知的障害者を利用対象としている区内唯一の入所施設において、利用者支援の安全・安心につながるるとともに、他施設では受け入れが進まないような重度障害者の受入れが促進されることにより、重度障害者における地域で安心して暮らせる居住の場の確保が進みます。											
					7 根拠法令・規定等			8 事務事業評価結果								
					新橋はつらつ太陽に関する補助要綱など			継続								
9 要求内容					10 調整内容											
(単位：千円)					(単位：千円)											
項目					小計		(うち特財)		項目							
レベルアップ分					37,712		0		レベルアップ分							
・採用経費補助（17人分）×500,000円/人＝8,500千円					8,500		0		・採用経費補助（13人分）×800,000円/人＝10,400千円							
・人件費補助（7人分）×4,173,045円/人＝29,212千円					29,212		0		・人件費補助							
レベルアップ分以外					75,249		0		レベルアップ分以外							
・知的障害者通所施設食事補助、障害者施設宿泊事業等補助など					75,249		0		・知的障害者通所施設食事補助、障害者施設宿泊事業等補助など							
要求額					112,961		0		調整額							
85,649							0									
11 調整の考え方					12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為											
新橋はつらつ太陽については、以前から入所している方の重度化、高齢化が進みより支援が必要な状況になっています。民間事業所の職員体制整備を支援することで、重度障害者に地域で安心して暮らせる居住の場を提供できると考えられるため、本事業の予算を計上します。なお、採用経費に係る補助については、必要数、補助額を精査の上計上します。また、人件費の補助については、事業者の採算の状況から補助の必要性が小さいため、予算を計上しません。					財源内訳		国庫支出金									
							都支出金									
							その他特財									
							一般財源	－		85,649						
					事業実施に伴う将来コスト		採用経費の補助については、令和7年度のみの実施を予定									
債務負担行為		令和 年度 ～ 令和 年度		限度額												

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課	NO	66
問合せ	障害者事業所支援係 TEL:03-3578-2672		

1	事業名	移動支援事業	要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No. 20 施策No. 2 施策名	サービスの質の確保・向上						
2	事業説明文(拡充内容)	移動支援の利用者がよりサービスを利用しやすくなるよう、担い手である移動支援事業者を確保するため、報酬の増額及び1人のヘルパーが複数の利用者を支援するグループ支援を可能とします。											
3	事業内容、実施手法、スケジュール等					4 経緯、背景、現状課題等(根拠データや区民ニーズも含めながら)							
<レベルアップ分> 【対象】 区と協定を締結している障害福祉サービス事業者 【事業内容】 ①事業者への報酬を拡充します(国の居宅介護に準じて37.4%→40.2%)。 【条件】 ヘルパー等への処遇改善計画を提出した事業者 【補助率・上限】 提供実績の40.2%			②30分・1時間の支援時に報酬を増額します。 (増額の例) 日中30分:829円 日中1時間:684円 等 ③通学支援は新たに報酬単価を設定し、それに基づき報酬を計算します。 ④1人のヘルパーが複数の利用者を支援するグループ支援を実施します。 ・現行と比較して報酬額を1.5倍とし、事業者のインセンティブと安全な実施に寄与する額とします。		移動が困難な障害者を支援する移動支援の需要が増加する中(受給者数R 2/387人→R 5/451人)、支援を行う約70%の事業者が必要に対応できず、依頼を断らざるを得ない程、事業所の増加が十分ではなく(R 2/95社→R 5/101社)、担い手が不足しています。中でも通学時の利用依頼が集中していることや、短い支援時間における事業者へのインセンティブが働きにくい課題があるため、増加する需要に対する担い手確保策が急務です。								
					5 国・都・他区等の具体的な取組状況(補助金等含む)								
					他区:千代田、新宿、文京、墨田、品川、目黒、渋谷、杉並区にてグループ支援を認めています。 文京、目黒区にて通学に係る支援に対する報酬を独自に規定しています。 文京、渋谷、板橋区にて港区よりも高い報酬単価を規定しています。								
					6 事業実施により得られる効果・成果								
<レベルアップ分以外> 扶助費 令和6年度処遇改善費			【スケジュール】 令和7年3月 要綱改正 6月 令和7年度提供分支払開始 令和8年5月 事業者から令和7年度処遇改善実績提出		7 根拠法令・規定等		8 事務事業評価結果						
					港区障害者移動支援事業実施要綱		レベルアップ:移動支援事業者に対する報酬の増額及びグループ支援を可能にすることについて、移動支援の担い手の確保につながり、利用者のニーズに応えることが期待できるため。						
9	要求内容			(単位:千円)		10 調整内容		(単位:千円)					
項目				小計	(うち特財)	項目				小計	(うち特財)		
レベルアップ分				239,252	0	レベルアップ分				222,316	0		
処遇改善加算(扶助費×40.2%)				135,844	0	処遇改善加算(扶助費×40.2%)				135,844	0		
短時間加算				44,075	0	30分、60分のサービス提供に係る単位見直しによる増				44,075	0		
通学に係る30分以下の支援を1時間の単価に増額				42,397	0	通学に係る30分以下の支援を1時間の単価に増額				42,397	0		
通学支援加算(@604円×月20回×100人×10カ月×1.402)				16,936	0	通学支援加算(@604円×月20回×100人×10カ月×1.402)				0	0		
レベルアップ分以外				337,920	196,511	レベルアップ分以外				337,920	196,511		
移動支援に係る扶助費				337,920	196,511	移動支援に係る扶助費				337,920	196,511		
要求額				577,172	196,511	調整額				560,236	196,511		
11	調整の考え方					12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為						(単位:千円)	
移動支援は需要の高いサービスですが、事業所によるサービスの供給が追いついてない状況です。特にサービスを利用できていない短時間の移動支援や通学に係る支援について、単価を増額することでサービス供給の増につながると考えられます。移動が困難な障害者が適切な支援を受けられるよう、本事業の予算を計上します。30分、1時間の支援については、加算ではなく、同額で報酬にかかる単位を見直すこととします。なお、通学支援については、新たに1時間当たりの単位を設定した単位表を作成することとします。また、通学支援に対する更なる加算については、報酬を1時間当たりに設定することにより、サービスの提供量の増を見込み、当該経費は計上しません。							財源内訳	国庫支出金	地域生活支援事業費等補助金			123,173	
								都支出金	地域生活支援費 等			73,338	
								その他特財					
								一般財源	—			363,725	
							債務負担行為		限度額				

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課	NO	67
問合せ	障害者事業所支援係 TEL:03-3578-2677		

1 事業名	重度身体障害者（児）居宅生活支援事業			要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No. 20 施策No. 2 施策名 障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実
2 事業説明文（拡充内容）	医療的ケアを必要とする障害者（児）が看護師による居宅介護等のサービスを円滑に利用できるよう、実施事業者に対する看護師がサービスを提供した際の費用単価を増額します。						
3 事業内容、実施手法、スケジュール等					4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）		
＜レベルアップ分＞ 看護師加算の単価を増額します。 【対象サービス】 登録事業所が実施する居宅介護、移動支援 【対象者】 次のいずれにも該当する、区内在住者 (1)身体障害者手帳1級又は2級であること。 (2)居宅介護等を利用する者であること。 (3)たん吸引、経管栄養等の医療ケアが必要で、登録事業者による訪問看護を利用する者であること。 ※令和6年7月時点受給決定者 19名					区は、医療的ケアを必要とする障害者（児）が、看護師による居宅介護等のサービスを円滑に利用できるよう、事業者に対する区の独自補助を実施していますが、実施事業所は2社のみであり、増加するニーズへの対応が十分ではありません。サービスを担う訪問看護事業者にとって、現行の加算額でも報酬が安価なことなどから、事業者へのインセンティブを拡充し、担い手を確保する取組が急務です。		
					5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む）		
					他区：独自の加算を実施している区はありません。		
6 事業実施により得られる効果・成果					単価の増額により実施事業所のインセンティブとなり、事業者の安定的な確保・誘致と、それによる医療的ケアが必要な障害者（児）のサービス利用時間が増加し、安全・安心の提供につながります。		
7 根拠法令・規定等					8 事務事業評価結果		
					レベルアップ：サービスを利用した際の費用単価を増額することについて、居宅介護等のサービスの担い手の確保につながり、障害者（児）の円滑なサービスの利用が期待できるため。		
9 要求内容（単位：千円）					10 調整内容（単位：千円）		
項目 小計 (うち特財)					項目 小計 (うち特財)		
レベルアップ分					レベルアップ分		
看護師加算 (区外)4,300円×3,900時間=16,770,000円					看護師加算 (区外)5,300円×3,000時間=15,900,000円		
看護師加算 (区内)4,000円×100時間=400,000円					看護師加算 (区内)5,000円×100時間=500,000円		
レベルアップ分以外					レベルアップ分以外		
要求額 17,170 0					調整額 16,400 0		
11 調整の考え方					12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為（単位：千円）		
本事業の実施事業所は限られており、サービス報酬が他のサービスと比較して低くなっていることが一因と考えられます。介護保険における訪問看護に対する報酬を参考に、加算額を増額することで、サービス提供の増が見込めると考えられます。過去の決算額を基に予定数量を精査の上、本事業の予算を計上します。					財源内訳		
					国庫支出金		
					都支出金		
					その他特財		
					一般財源		
					事業実施に伴う将来コスト		
					レベルアップ分 16,400千円（うち特財なし）／年		
					債務負担行為		
					令和 年度 ～ 令和 年度		
					限度額		

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課	NO	68
問合せ	障害者給付係 TEL:03-3578-2668		

1 事業名		重症心身障害児(者)等在宅レスパイト等事業		要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No. 20 施策No. 2 施策名 障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実 関連計画 港区地域保健福祉計画 ⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現				
2 事業説明文 (拡充内容)		医療的ケアを必要とする重症心身障害児 (者) を介護する家族が適切な休養や就労ができるよう、利用者本人の状況や生活状況を 勘案し、サービス提供時間数の上限時間数及び特別支援学校など看護師の派遣場所の拡大利用を認めます。									
3 事業内容、実施手法、スケジュール等				4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）							
<レベルアップ分> 【事業内容】 利用者本人の状況や生活状況等を 勘案し、利用調整会議において決定した内容に限りサービス提供時間数の増と看護師の派遣場所の拡大利用を認めます。 【対象】 (1) ～ (3) のいずれにも該当する人 (1) ア、イのいずれかの人 ア 重度の知的障害（1、2 度程度）があり、かつ重度の肢体不自由（身体障害者手帳 1 級又は 2 級）があること イ 在宅で日常的に医療的ケアを受けている児童 (2) 家族等による在宅介護を受けて生活している人		(3) 医療保険等による訪問介護により現に医療的ケアを受けている者又は医療保険等による訪問看護により医療的ケアが必要と認められる人 【場所・回数】 年間サービス提供時間数（原則として144時間） ⇒利用調整会議で時間数の拡大を認めた場合のみ最大288時間 看護師派遣場所（原則として自宅のみ） ⇒利用調整会議で派遣場所の拡大を認めた場合のみ学校など指定された場所への派遣を認める 【事業者への委託料】 2 時間15,000 円を18,000 円に増額（事業所運営維持を支援するため物価や人件費上昇に対応）		昨年、利用者の保護者から上限時間数拡大や特別支援学校への看護師派遣の要望があったことも踏まえ、今年度利用者アンケートを実施した結果、日中通いの場がないケース、単身の保護者が介護しているケースなど、介護負担が大きい利用者も存在することが判明するとともに、休養及び就労支援のため複数の方から同様の事業拡大を望む声がありました。また、人材確保のため事業所の状況の改善も必要です。		5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む）					
				千代田区がサービス利用上限時間数を208時間としています。また、台東、江東、大田、渋谷区が看護師の派遣場所として自宅以外に特別支援学校への派遣を認めています。杉並、大田区等で多くの事業者との契約を確保するため、委託料を引き上げて実施しています。		6 事業実施により得られる効果・成果					
<レベルアップ分以外> 【サービス提供時間数】年度内144時間 【サービス提供単位】1 回当たり 2 時間、2 時間30 分、3 時間、3 時間30 分又は 4 時間		【スケジュール】 令和 7 年 2 月 要綱改正作業 3 月 対象者への周知 4 月 拡大実施		7 根拠法令・規定等		8 事務事業評価結果					
				港区重症心身障害児（者）等在宅レスパイト等事業実施要綱		レベルアップ：利用者本人の状況や生活状況を 勘案し、サービス提供時間数の上限時間数及び看護師の派遣場所の拡大利用を認めることについて、介護する家族の負担軽減が期待できるため。					
9 要求内容				(単位：千円)		10 調整内容		(単位：千円)			
項目		小計 (うち特財)		項目		小計 (うち特財)					
レベルアップ分		5,184 0		レベルアップ分		4,320 0					
看護師派遣経費（上限時間数、派遣場所拡大利用分、委託料増額分）		5,184 0		看護師派遣経費（上限時間数、派遣場所拡大利用分、委託料増額分）		4,320 0					
レベルアップ分以外		15,168 7,583		レベルアップ分以外		12,641 6,317					
看護師派遣経費（144時間以内のサービス利用に係る経費）等		15,168 7,583		看護師派遣経費（144時間以内のサービス利用に係る経費）等		12,641 6,317					
要求額		20,352 7,583		調整額		16,961 6,317					
11 調整の考え方				12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為 (単位：千円)							
医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）を介護する家族に対して負担軽減や就労をさらに支援するため、利用時間上限、派遣場所の拡大は必要と考えられます。委託料に係る時間当たり単価の増については、今時点では事業者のサービス供給量に不足はなく、またサービス利用者の自己負担額もあわせて慎重に検討する必要があることから、都補助制度上の単価15,000円に据え置き、増額を見送ります。				財源内訳		国庫支出金					
						都支出金		在宅レスパイト・就労等支援事業補助金(補助率1／2)		6,317	
						その他特財					
						一般財源		－		10,644	
				事業実施に伴う将来コスト		レベルアップ分 4,320千円（うち特財なし）／年					
債務負担行為		令和 年度 ～ 令和 年度		限度額							

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課	NO	69
問合せ	障害者給付係 TEL:03-3578-2668		

1	事業名	心身障害者（児）福祉キャブ及び緊急移送サービス運行		要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No. 20 施策No. 2 施策名 障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実 関連計画 港区地域保健福祉計画
2	事業説明文 (拡充内容)	医療的ケアを受けている児童が福祉キャブ及び緊急移送サービスを利用できるよう、新たに対象に加えます。					
3	事業内容、実施手法、スケジュール等				4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）		
<レベルアップ分> 【事業内容】 福祉キャブ及び緊急移送サービスの利用対象者に医療的ケアを受けている児童を加えるとともに、申込方法について、現在の電話での申込のほか新たにFAX及びメールでの利用申込も加えます。		【対象】 （障害者手帳を所持していない）医療的ケアを受けている児童 【想定対象者数】 12人程度		人工呼吸器や酸素吸入など、在宅において日常的に医療的ケアを受けている児童（医ケア児）は、頻回な通院が必要である場合が多く、令和6年度当初からタクシー利用券給付及び自動車燃料費の助成事業の対象者としていますが、車いす等を利用しているため、一般的なタクシーは利用できない場合もあり、医ケア児の障害特性に応じた大きい車両（福祉キャブ）による送迎の支援が必要です。			
				5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む）			
				中央区、新宿区などは、手帳の有無にかかわらず、歩行が困難なため車いす等を利用している方を対象としています。			
<レベルアップ分以外> 身体障害者手帳及び愛の手帳の要件に該当する方が利用可能な福祉キャブの運行及び緊急移送サービスの実施		【スケジュール】 令和7年3月 要綱改正、対象者への周知 4月 事業実施		6 事業実施により得られる効果・成果			
				・昇降機付きの特殊車両を使用しているため、車いすやストレッチャーのまま利用することが可能です。 ・必要な時にすぐにタクシーを手配でき、料金支払の際にはタクシー券も利用可能です。			
				7 根拠法令・規定等			
				8 事務事業評価結果			
				レベルアップ：医療的ケアを受けている児童を対象者に加えるとともに、新たな利用申込方法を加えることについて、一般的なタクシーの利用が難しい児童への移動支援が期待できるため。			
9 要求内容				10 調整内容			
(単位：千円)				(単位：千円)			
項目		小計	(うち特財)	項目		小計 (うち特財)	
レベルアップ分		15,959	3,000	レベルアップ分		15,959 3,000	
福祉キャブ及び緊急移送サービス運行経費（医ケア児分含む）		15,959	3,000	福祉キャブ及び緊急移送サービス運行経費（医ケア児分含む）		15,959 3,000	
レベルアップ分以外		10	0	レベルアップ分以外		10 0	
利用カード印刷経費		10	0	利用カード印刷経費		10 0	
要求額		15,969	3,000	調整額		15,969 3,000	
11 調整の考え方				12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為			
医療的ケアを受けている児童は、車いすを利用していること等により、他で実施するタクシー利用券給付等のサービスを利用しにくい状況であることから、福祉キャブ及び緊急移送サービスの利用対象拡大が必要です。また、利用者の特性にあわせて受付方法の拡大についても必要であると考えます。障害者及び医療的ケア児の社会参加を促進するため、本事業の予算を計上します。				(単位：千円)			
				財源内訳	国庫支出金		
					都支出金	障害者施策推進区市町村包括補助事業等補助要綱に基づく補助金	3,000
					その他特財		
					一般財源	－	12,969
事業実施に伴う将来コスト		レベルアップ分 15,969千円（うち特財3,000千円）／年					
債務負担行為		令和 年度 ～ 令和 年度	限度額				

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課	NO	70
問合せ	障害者施設係 TEL:03-3578-2387		

1 事業名	障害者グループホーム支援		要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No. 20 施策No. 2 施策名 障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実 関連計画 港区地域保健福祉計画 ⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現
2 事業説明文 (拡充内容)	民間事業者によるグループホームの設置促進を加速させ、グループホームを希望する誰もが安心して住み続けられるよう、区がグループホームに適した物件を民間事業者にマッチングする取組及び重度障害者の積極的な受入れにつながる補助を新たに実施します。					
3 事業内容、実施手法、スケジュール等			4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）			
<レベルアップ分> 【事業内容】 ①障害者グループホームマッチング事業の開始 ②運営事業者に対する補助事業の拡充 (主な内容) ①区が民間事業者等の物件所有者から障害者グループホーム整備に適した物件（土地・建物）を公募し、整備が可能かどうか法令チェックを行った上で、整備に適した物件を探している運営事業者に紹介します。 ②支援員の確保・定着と、重度障害者の更なる受入拡充のため、「有資格者配置補助」、「重度障害者受入れ補助」を実施します。			【対象】 ①物件所有者及び障害者グループホーム運営事業者 ②障害者グループホーム運営事業者 【場所・回数】 ①マッチング件数は応募物件数による。 ②「有資格者配置補助」については、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等を配置する事業者に対し、助成月額10万円/人×1施設上限2名を補助。「重度障害者受入れ補助」については、受入れ2名まで月額200,620円、以降1人につき100,310円を補助。			
<レベルアップ分以外> 知的障害者・精神障害者グループホーム運営支援、障害者グループホーム整備費補助			【スケジュール】 ①②令和7年4月1日 事業開始			
9 要求内容			10 調整内容			
(単位：千円)			(単位：千円)			
項目 小計 (うち特財)			項目 小計 (うち特財)			
レベルアップ分			レベルアップ分			
障害者グループホームの整備に関する事前検証に係る経費（法令チェック土地2件・建物1件）			18,349 0			
1,496 0			障害者グループホームの整備に関する事前検証に係る経費（法令チェック土地2件・建物1件）			
26,400 0			1,496 0			
障害者グループホーム有資格者配置補助金（助成月額10万円/人×1施設上限2名×11施設×12か月）			0 0			
16,853 0			障害者グループホーム有資格者配置補助金（助成月額10万円/人×1施設上限2名×11施設×12か月）			
障害者グループホーム重度障害者受入れ補助金(200,620円×5施設×12月) + (401,240円×1施設×12月)			16,853 0			
レベラアップ分以外			レベラアップ分以外			
69,234 0			69,234 287			
知的障害者・精神障害者グループホーム運営支援、グループホーム整備補助			69,234 287			
69,234 0			知的障害者・精神障害者グループホーム運営支援、グループホーム整備補助			
69,234 0			69,234 287			
要求額			調整額			
113,983 0			87,583 287			
11 調整の考え方			12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為			
障害者グループホームについては需要の増が見込まれており、民間事業者による開設と合わせて、重度障害者の受け入れについても進める必要があります。職員の体制整備を支援することで、重度障害者の受け入れにつながると思えられるため、本事業の予算を計上します。なお、補助の実施に当たり、障害者グループホーム重度障害者受入れ補助金はより直接的な効果があると考えられ、また、その効果を検証する必要があるため、有資格者配置補助金に係る経費は計上しません。			(単位：千円)			
			財源内訳			
			国庫支出金			
			都支出金			
			その他特財	建物賃借料		287
一般財源	—		87,296			
事業実施に伴う将来コスト		レベルアップ分 18,349千円（うち特財なし）／年				
債務負担行為		令和 年度 ～ 令和 年度		限度額		

17 シンポジウム・セミナー
公開講座として

1 事業名		発達支援センター事業		要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No. 20 関連計画	20	施策No. 2	施策名	障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実				
2 事業説明文 (拡充内容)		発達障害児・者が、地域で安心して自分らしく生活できるよう、ペアレントメンターを活用した共感的支援と情報提供を行うとともに、区内の発達障害に関する施策を検討する会議体を設置します。										⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現			
3 事業内容、実施手法、スケジュール等						4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）									
＜レベルアップ分＞ （１）ペアレントメンター事業の実施 【事業内容】 自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親（ペアレントメンター）が、同じような発達障害のある子どもの親に対して、共感的な支援（傾聴）、地域資源についての情報提供、体験談の共有を行います。 【回数】 普及啓発講演会 年間１回 ミニ講座・集団相談開催 年間２回 メンター派遣 年20回程度		（２）区内の発達障害に関する施策を検討する会議体の本格設置 【事業内容】 民間事業所を含む発達障害児・者支援機関で構成する会議体を「港区障害者地域自立支援協議会」専門部会（仮称：発達障害児・者部会）に位置づけ、ライフステージに応じた切れ目のないサービスを実施するために関係機関の連携強化と地域ニーズの洗い出しを行います。 【回数】 年間３回開催		文部科学省の「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」小・中学生の割合は平成24年6.5%⇒令和４年度8.8%と増加傾向にあります。また、令和６年度に実施した区民ニーズ調査の結果、64%が「発達障害のある子どもを育てたペアレントメンターによる共感的な支援を活用したい」と回答しました。											
				5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む） 都：ペアレントメンターの都内派遣実施（養成研修はR４終了） 他区：中野区（メンター派遣、養成研修）、練馬区（メンター派遣）、葛飾区（メンター派遣）											
＜レベルアップ分以外＞ ・発達支援講演会開催 ・港区発達障害者支援室運営		【スケジュール】 令和７年５月メンター事業開始（講演会開催） ６月ミニ講座・集団相談開催 会議体設置（第１回開催）		6 事業実施により得られる効果・成果 ・当事者視点による共感性に基づいたペアレントメンターの支援により、専門機関による支援とは異なる効果が期待されます。 ・会議体の設置により、現場職員の意見などを活用した施策展開と関係機関の連携強化が期待できます。											
				7 根拠法令・規定等 ・発達障害者支援法 ・港区発達支援センター事業実施要綱				8 事務事業評価結果 レベルアップ：ペアレントメンター事業及び新たな会議体の設置について、発達障害児・者や発達支援が必要な人が、地域で安心して自分らしく生活できる環境づくりが期待できるため。							
9 要求内容						(単位：千円)		10 調整内容				(単位：千円)			
項目				小計		(うち特財)		項目				小計		(うち特財)	
レベルアップ分				576		295		レベルアップ分				576		295	
（１）メンター報償費 （@1,200円×３h×２人×20回）+（交通費@500円×２人×20回）				164		123		（１）メンター報償費 （@1,200円×３h×２人×20回）+（交通費@500円×２人×20回）				164		123	
（１）メンター事業講師謝礼 （講演会@13,700円×２h×１回）+（ミニ講座@10,500円×３h×２回）				105		78		（１）メンター事業講師謝礼 （講演会@13,700円×３h×１回）+（ミニ講座@10,500円×３h×２回）				105		78	
（１）メンター事業その他経費 リーフレット印刷（@45.4×2,000枚×1.1）+消耗品（20,000）+行事保険（@33円×10人×20回）				127		94		（１）メンター事業その他経費 リーフレット印刷（@45.4×2,000枚×1.1）+消耗品（20,000）+行事保険（@33円×10人×20回）				127		94	
（２）会議体委員謝礼 （委員長@22,000円×１人×３回）+（@19,000円×２人×３回）				180		0		（２）会議体委員謝礼 （委員長@22,000円×１人×３回）+（@19,000円×２人×３回）				180		0	
レベルアップ分以外				425		0		レベルアップ分以外				425		0	
発達支援講演会、港区発達障害者支援室運営 等				425		0		発達支援講演会、港区発達障害者支援室運営 等				425		0	
要求額				1,001		295		調整額				1,001		295	
11 調整の考え方						12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為 (単位：千円)									
ペアレントメンターによる支援を開始することで、区が設ける窓口等の専門機関とは異なる支援が可能になります。また、「港区障害者地域自立支援協議会」に専門部会を設けることで、関係機関の連携を強化し、よりニーズに対応した施策展開が可能になると考えます。発達障害児・者や発達支援が必要な人が、地域で安心して自分らしく生活できる環境整備のため、本事業の予算を計上します。						財源内訳		国庫支出金		地域生活支援事業補助金（補助率１／２）			197		
								都支出金		地域生活支援事業補助金（補助率１／４）			98		
								その他特財							
								一般財源		—			706		
						事業実施に伴う 将来コスト		レベルアップ分 636千円（うち特財295千円）／年							
						債務負担行為		令和 年度 ～ 令和 年度			限度額				

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課	NO	72
問合せ	障害者事業所支援係 TEL:03-3578-2671		

1 事業名		特定相談支援事業所等運営支援		要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No. 20 施策No. 2 施策名 障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実 関連計画 港区障害者計画 ⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現			
2 事業説明文 (拡充内容)		障害者が相談支援を利用できるよう、特定相談支援事業所等の相談支援専門員の賃金改善や障害児支援利用計画の作成実績等に対する補助を実施し、相談支援体制の強化を図ります。								
3 事業内容、実施手法、スケジュール等				4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）						
<レベルアップ分> ①港区独自に相談支援専門員を対象に待遇改善手当に係る経費を補助 ・相談支援専門員（常勤） 1人16,000円／月 ・主任相談支援専門員（常勤） 1人17,600円／月 ・相談支援専門員（非常勤） 1人 8,000円／月 ※補助の継続については、報酬改定ごとに必要性を確認 ②相談支援専門員の採用に係る経費に対する補助 相談支援専門員の採用に至った場合、採用に係る経費を補助 ・補助率 10／10 ・補助上限 20万円／人 ※令和9年度までの時限的な実施を予定		③相談対応実績の加算 障害児相談支援を利用できていない障害児への相談対応について、障害児支援利用計画等の新規作成に係る経費を補助します。 ・計画作成実績 20,000円／件（初回作成分） ・計画作成実績 15,000円／件（更新分）＊1利用者につき年1回を申請上限とする。 ・モニタリング実績 10,000円／件（初回計画作成から1年間分）		令和6年9月現在、区内に14か所ある相談支援事業所は、障害者の状況や支援の希望を聞き取り、障害福祉サービスの利用につなげる重要な役割がありますが、国からの報酬は十分ではなく、令和元から5年度には、障害者が増加する中で6社が撤退しており、約400人の障害児が相談支援を利用できておらず、保護者が利用調整等を行っており保護者の負担や客観的な視点でのサービス提供が課題であり、担い手の確保策が急務です。			5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む）			
				品川区：相談支援専門員1名分の人件費補助を実施（月基準単価 383,800円） 中野区：障害児利用計画案1件につき20,000円の補助を実施（上限 1事業所あたり年6,000,000円）			6 事業実施により得られる効果・成果			
				人件費補助等により、サービス提供の担い手である事業所を確保することで、利用者への質の高いサービス提供につながります。また、多くの障害者が相談支援を利用できることで、本人の希望に合った質の高いサービスを受けられるとともに、障害児の保護者が安心して就労できる環境整備に寄与します。			7 根拠法令・規定等			
<レベルアップ分以外> 家賃補助		【スケジュール】 令和7年3月 要綱改正、事業周知 4月 事業開始		・障害者総合支援法 ・児童福祉法			8 事務事業評価結果			
							レベルアップ：事業者に対する補助を拡充することについて、相談支援を行う担い手の確保につながり、障害者（児）へ本人の希望に合った質の高いサービスの提供が期待できるため。			
9 要求内容				(単位：千円)		10 調整内容				
		項目		小計	(うち特財)			項目	小計	(うち特財)
レベルアップ分				46,803	0	レベルアップ分			26,959	0
①処遇改善（@16,000円×7人×12月）＋（@17,600円×2人×12月） ＋（@8,000円×11人×12月）				2,823	0	①賃金改善に係る手当に対する補助（@16,000円×15人×12月） ＋（@17,600円×2人×12月）＋（@8,000円×11人×12月）			4,359	0
②実績加算 人件費 @383,000円×5人×12月				22,980	0	②相談支援専門員の採用に係る経費に対する補助（@200,000円×8事業所）			1,600	0
実績(@20,000円×200件)+(@15,000円×600件)+(@10,000円×200人×4回)				21,000	0	③実績加算(@20,000円×200件)+(@15,000円×600件)+(@10,000円×200人×4回)			21,000	0
レベルアップ分以外				6,300	0	レベルアップ分以外			6,300	0
家賃助成（@420,000円×5事業所×12月×1／4）				6,300	0	家賃助成（@420,000円×5事業所×12月×1／4）			6,300	0
		要求額		53,103	0	調整額			33,259	0
11 調整の考え方				12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為 (単位：千円)						
区内の特定相談支援事業所は減少傾向にあり、障害福祉サービスの利用の前提となる障害児支援利用計画等の作成に十分に対応できていない状態です。事業所に対し、障害児支援利用計画等の作成実績に対する報酬に対し加算を設けることで、事業所の安定した運営や担い手の確保につながると考えられることから、本事業の予算を計上します。 なお、人件費の補助については、障害児支援利用計画等の作成実績に対する加算を設けることから計上を見送ります。 また、処遇改善加算は相談支援専門員の賃金改善に係る手当に対する補助として経費を計上し、障害福祉サービスに係る報酬の改定ごとに、継続の必要性を確認することとします。 事業者の人材確保を支援し、相談支援専門員の採用に係る経費に対する補助を実施するため、経費を計上します。				財源内訳	国庫支出金					
					都支出金					
					その他特財					
					一般財源		－	33,259		
				事業実施に伴う将来コスト				レベルアップ分 26,959千円（うち特財なし）／年 ※相談支援専門員採用に係る経費に対する補助は、令和9年度までの実施を予定		
債務負担行為				令和 年度	～	令和 年度	限度額			

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課	NO	73
問合せ	障害者事業所支援係 TEL:03-3578-2677		

1 事業名	障害児通所支援事業所運営支援		要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No. 20 施策No. 3 施策名 特別な配慮の必要な子どもへの支援																																																		
2 事業説明文(拡充内容)	障害児が必要とする通所支援を受けられるよう、放課後等デイサービス等について新たな事業所の参入を促すとともに、開設後も安定的な事業運営の継続を支援するため、開設準備経費の一部を補助します。																																																							
3 事業内容、実施手法、スケジュール等			4 経緯、背景、現状課題等(根拠データや区民ニーズも含めながら)																																																					
<レベルアップ分> ①②提供内容別の開設準備経費の補助 区内に新たに事業所を開設し、送迎サービス又は1日3時間以上の療育を実施する事業所に、開設準備経費を補助します。 ③長期勤続職員配置加算 開設後3年以上の事業所で、同一事業所に3年以上、職員を配置している事業所に、区独自に報酬を加算して支給します。			【補助率・上限】 ①送迎及び3時間療育実施事業所 補助：10/10(多機能型3/4) 上限：4,000千円 ②送迎又は3時間療育実施事業所 補助：10/10(多機能型3/4) 上限：2,500千円 ・補助経費：開設前の賃借料(共益費含む)、礼金、工事費、教材準備経費等 ③長期勤続職員配置加算 補助率：10/10 ・勤続3年以上6年未満：15千円/月 ・勤続6年以上：30千円/月																																																					
<レベルアップ分以外> 賃借料(更新料、仲介手数料は除く。)補助			■スケジュール 令和7年3月 要綱改正、事業周知 9月 前期分交付申請 令和8年3月 後期分交付申請																																																					
9 要求内容 (単位：千円)			10 調整内容 (単位：千円)																																																					
<table><tr><th>項目</th><th>小計</th><th>(うち特財)</th></tr><tr><td>レベルアップ分</td><td>38,950</td><td>0</td></tr><tr><td>①開設準備経費(送迎・3時間) (放デイ2事業所×4,000千円+多機能2事業所×3,000千円)</td><td>14,000</td><td>0</td></tr><tr><td>②開設準備経費(送迎/3時間) (放デイ2事業所×2,500千円+多機能2事業所×1,875千円)</td><td>8,750</td><td>0</td></tr><tr><td>③長期勤続職員配置加算(3～6未満 15千円×30人×12月)</td><td>5,400</td><td>0</td></tr><tr><td>(6年以上 30千円×30人×12月)</td><td>10,800</td><td></td></tr><tr><td>レベルアップ分以外</td><td>53,060</td><td>0</td></tr><tr><td>・賃借料・送迎・延長・重度障害児療育補助</td><td>53,060</td><td>0</td></tr><tr><td>要求額</td><td>92,010</td><td>0</td></tr></table>			項目	小計	(うち特財)	レベルアップ分	38,950	0	①開設準備経費(送迎・3時間) (放デイ2事業所×4,000千円+多機能2事業所×3,000千円)	14,000	0	②開設準備経費(送迎/3時間) (放デイ2事業所×2,500千円+多機能2事業所×1,875千円)	8,750	0	③長期勤続職員配置加算(3～6未満 15千円×30人×12月)	5,400	0	(6年以上 30千円×30人×12月)	10,800		レベルアップ分以外	53,060	0	・賃借料・送迎・延長・重度障害児療育補助	53,060	0	要求額	92,010	0	<table><tr><th>項目</th><th>小計</th><th>(うち特財)</th></tr><tr><td>レベルアップ分</td><td>22,750</td><td>0</td></tr><tr><td>①開設準備経費(送迎・3時間) (放デイ2事業所×4,000千円+多機能2</td><td>14,000</td><td>0</td></tr><tr><td>②開設準備経費(送迎/3時間) (放デイ2事業所×2,500千円+多機能2</td><td>8,750</td><td>0</td></tr><tr><td>③長期勤続職員配置加算</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>レベルアップ分以外</td><td>53,060</td><td>0</td></tr><tr><td>・賃借料・送迎・延長・重度障害児療育補助</td><td>53,060</td><td>0</td></tr><tr><td>調整額</td><td>75,810</td><td>0</td></tr></table>			項目	小計	(うち特財)	レベルアップ分	22,750	0	①開設準備経費(送迎・3時間) (放デイ2事業所×4,000千円+多機能2	14,000	0	②開設準備経費(送迎/3時間) (放デイ2事業所×2,500千円+多機能2	8,750	0	③長期勤続職員配置加算	0	0	レベルアップ分以外	53,060	0	・賃借料・送迎・延長・重度障害児療育補助	53,060	0	調整額	75,810	0
項目	小計	(うち特財)																																																						
レベルアップ分	38,950	0																																																						
①開設準備経費(送迎・3時間) (放デイ2事業所×4,000千円+多機能2事業所×3,000千円)	14,000	0																																																						
②開設準備経費(送迎/3時間) (放デイ2事業所×2,500千円+多機能2事業所×1,875千円)	8,750	0																																																						
③長期勤続職員配置加算(3～6未満 15千円×30人×12月)	5,400	0																																																						
(6年以上 30千円×30人×12月)	10,800																																																							
レベルアップ分以外	53,060	0																																																						
・賃借料・送迎・延長・重度障害児療育補助	53,060	0																																																						
要求額	92,010	0																																																						
項目	小計	(うち特財)																																																						
レベルアップ分	22,750	0																																																						
①開設準備経費(送迎・3時間) (放デイ2事業所×4,000千円+多機能2	14,000	0																																																						
②開設準備経費(送迎/3時間) (放デイ2事業所×2,500千円+多機能2	8,750	0																																																						
③長期勤続職員配置加算	0	0																																																						
レベルアップ分以外	53,060	0																																																						
・賃借料・送迎・延長・重度障害児療育補助	53,060	0																																																						
調整額	75,810	0																																																						
11 調整の考え方			12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為 (単位：千円)																																																					
放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業所は、ニーズに対して事業所数が不足しており、障害児が十分に必要な支援を受けられていない状況です。開設準備経費を補助することにより、区内の事業所の開設を促進できると考えられることから、本事業の予算を計上します。 なお、長期勤続職員配置加算については、児童指導員等の職員が継続的に同一の事業所に配置されることで、障害児に対し継続的な支援を実現することを目的に要求がありましたが、職員の異動の実態や加算を設けることによる効果については引き続き検証する必要があるため、予算を計上しません。			財源内訳	国庫支出金																																																				
				都支出金																																																				
				その他特財																																																				
				一般財源	—	75,810																																																		
			事業実施に伴う将来コスト		レベルアップ分 22,750千円(うち特財なし)/年																																																			
債務負担行為		令和 年度 ～ 令和 年度	限度額																																																					

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	企画経営部 区長室	NO	74
問合せ	広報係 TEL:03-3578-2041		

1 事業名		障害に配慮した広報		要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No. 24 施策No. 3 施策名 多様な暮らしを支える区政情報の発信 関連計画 港区DX推進計画 ⑦ 区民サービスを飛躍的に向上する「港区版DX」の加速化		
2 事業説明文 (拡充内容)		視覚障害者が区政情報をより簡単に取得できるよう、音声読上げ形式のWEBサイトと区ホームページの情報を連携し、情報発信を強化します。							
3 事業内容、実施手法、スケジュール等					4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）				
<レベルアップ分> 【事業内容】 点字広報や声の広報に加えて、視覚障害者が区政情報 をより簡単に取得できるよう、音声読上げ形式の 「耳で聴くWebポータルサイト」と区ホームページの最新 情報や広報みなとの最新情報を連携することで、より 円滑に情報を受け取れるための環境を整備し、情報 発信を強化します。 ※「耳で聴くWebポータルサイト」：Uni-Voice事業企 画株式会社が運営する音声読上げ形式のWebサイト		【対象】 視覚障害者 336人（令和6年3月31日時点） 【更新頻度】 ・区HPの新着情報：毎日（1回） ・広報みなと：発行日（通常月2回）		点字・声の広報等で区の情報発信を行っていますが、更なる情報取得手段を増やし、より簡単に情報収集で きる環境を整えることが必要です。また、区HP上の音声読上げ機能は、視覚障害者には十分ではなく、視覚 障害者に特化した環境の整備が必要です。「耳で聴くWebポータルサイト」では独自に自治体の情報を集め、情 報発信をしていますが、サイト相互間で情報を連携することにより、より円滑な情報の取得が可能です。					
				5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む）					
<レベルアップ分以外> 点字広報の制作 声の広報の制作		【スケジュール】 令和7年4月～6月 契約締結・運用準備 7月 運用開始		都：実施なし 他自治体：福岡県福岡市					
				6 事業実施により得られる効果・成果					
				「耳で聴くWebポータルサイト」と連携し、区政情報を発信することにより、視覚障害者がより簡単に情報を 取得することが期待できます。					
				7 根拠法令・規定等		8 事務事業評価結果			
				・障害者情報アクセシビリティ・コ ミュニケーション施策推進法（令和4年 5月25日施行）					
				レベルアップ：視覚障害者がより簡単に情報を取得することが期 待でき、区の政策や、取組への関心が深まることが期待できるた め。					
9 要求内容					10 調整内容				
(単位：千円)					(単位：千円)				
項目		小計	（うち特財）	項目		小計	（うち特財）		
レベルアップ分		2,244	0	レベルアップ分		2,244	0		
「耳で聴くWebポータルサイト」導入費		1,650	0	「耳で聴くWebポータルサイト」導入費		1,650	0		
「耳で聴くWebポータルサイト」運営費（@60,000円×9月×1.1）		594	0	「耳で聴くWebポータルサイト」運営費（@60,000円×9月×1.1）		594	0		
レベルアップ分以外		9,639	7,228	レベルアップ分以外		9,364	7,023		
点字・声の広報制作委託		9,639	7,228	点字・声の広報制作委託		9,364	7,023		
要求額		11,883	7,228	調整額		11,608	7,023		
11 調整の考え方					12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為				
音声読上げ形式のWebサイトと連携し、情報発信を強化することにより、現行の区HP上の音声読上げ機 能では不十分な点を補完し、視覚障害者が区政情報をより簡単に取得できる環境を整備できることから、 「耳で聴くWebポータルサイト」との連携に要する予算を計上します。					財源内訳		国庫支出金	地域生活支援事業費（1／2）	4,682
							都支出金	地域生活支援費（1／4）	2,341
							その他特財		
							一般財源	－	4,585
					事業実施に伴う 将来コスト		レベルアップ分 60,000円×12月×1.1＝792,000円（うち特財なし）／年		
債務負担行為		令和 年度 ～ 令和 年度	限度額						

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	みなと保健所 保健予防課	NO	75
問合せ	保健予防係 03-6400-0081（内線3871）		

1	事業名	予防接種事業		要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No. 21 施策No. 1 施策名 感染症対策の強化・推進 関連計画 港区地域保健福祉計画	
2	事業説明文 (拡充内容)	おたふくかぜワクチンの任意予防接種に係る費用助成を行うとともに、带状疱疹ワクチンの定期予防接種の開始及び任意予防接種の対象者拡充を行います。						
3	事業内容、実施手法、スケジュール等				4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）			
【事業内容】 ①おたふくかぜワクチンの予防接種を希望する人に、任意予防接種に係る費用を助成します。 ②带状疱疹ワクチンの定期予防接種を開始するとともに、任意予防接種の対象者を拡充します。 【対象】 ①接種日時時点で1歳から小学校就学前年齢の区民 ②定期接種 当該年度に65歳になる区民及び接種日時時点で、60～64歳のヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する障害等級1級の区民 当該年度に65歳を超える5歳刻み（70、75、80、85、90、95、100歳、100歳以上（令和7年度のみ））の年齢になる区民 任意接種 接種日時時点で、発症リスクの高い18歳以上50歳未満の区民及び定期予防接種対象年齢以外の50歳以上の区民 【場所】 区内実施医療機関		【助成開始日】 ①令和7年7月1日 ②令和7年4月1日 【接種想定者数】 ①約6,700人 ②約7,100人 【内容・回数】 ①1回につき7,000円助成（1人最大2回まで） ②定期 組換えワクチン 全額公費負担/回 生ワクチン 全額公費負担 任意 自己負担額 組換えワクチン 7,000円/回 生ワクチン 2,000円 ※組換えワクチンは1人2回接種 【主なスケジュール】 ①令和7年6月 予診票の発送 広報みなど、区ホームページ周知 7月 接種費用助成開始 ②令和7年3月 予診票の発送 区ホームページ周知 4月 定期予防接種開始、任意予防接種の対象者拡充、広報みなど		①おたふくかぜワクチンについては、厚生科学審議会で定期接種化に向けた検討が続いていますが、区民からの要望、予防効果や副反応、他区の状況等を勘案し、任意予防接種費用助成を開始します。 ②带状疱疹ワクチンについては、令和6年12月の厚生科学審議会において、定期予防接種とする方針が示されたため、令和7年4月から定期予防接種を開始し、任意予防接種の対象も拡充します。				
		5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む）						
		①20区で任意予防接種の費用助成事業を実施 ②定期接種化に伴い、各区が実施予定						
		6 事業実施により得られる効果・成果						
予防接種事業を実施することにより、個人の発病又はその重症化を防止し、併せて感染症のまん延の予防効果が得られます。								
7 根拠法令・規定等			8 事務事業評価結果					
・ 予防接種法 ・ 港区予防接種事業の費用助成に関する基本方針			継続					
9	要求内容				10 調整内容			
		(単位：千円)				(単位：千円)		
項目		小計	(うち特財)	項目		小計	(うち特財)	
レベルアップ分		483,428	96,514	レベルアップ分		352,444	31,022	
①おたふくかぜワクチン (7,000+88) 円×6,700人 = 47,489,600円		47,490	23,745	①おたふくかぜワクチン (7,000+88) 円×6,700人 = 47,489,600円		47,490	23,745	
②带状疱疹ワクチン任意接種（発症リスクの高い18歳以上50歳未満） 30,000円×121,282人×4％＝145,538,400円		145,538	72,769	②带状疱疹ワクチン任意接種（発症リスクの高い18歳以上50歳未満） 30,000円×121,282人×対象者数1％×想定接種率40％＝14,553,840円		14,554	7,277	
带状疱疹ワクチン定期接種（60～64歳の障害者1級、65歳以上5歳刻み） 44,000円×11,000人×60％＝290,400,000円		290,400	0	带状疱疹ワクチン定期接種（60～64歳の障害者1級、65歳以上5歳刻み） 44,000円×11,000人×想定接種率60％＝290,400,000円		290,400	0	
レベルアップ分以外		3,368,615	538,893	レベルアップ分以外		3,368,614	538,893	
带状疱疹ワクチン任意接種（50歳以上） 30,000円×84,610人×3.5％＝88,840,500円		88,841	44,420	带状疱疹ワクチン任意接種（50歳以上） 30,000円×84,610人×3.5％＝88,840,500円		88,841	44,420	
おたふくかぜ・带状疱疹を除く予防接種事業		3,279,774	494,473	おたふくかぜ・带状疱疹を除く予防接種事業		3,279,773	494,473	
要求額		3,852,043	635,407	調整額		3,721,058	569,915	
11	調整の考え方			12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為				
①おたふくかぜワクチンの接種費用助成額について、区内医療機関における接種費用の平均価格が6,690円であり、7割以上が7,000円以下で接種できること、地域による価格帯の偏りもないことから、適当であると認められます。 ②令和7年4月より带状疱疹ワクチンが定期接種化されることに伴い、接種見込み数について調整した上で必要と認められる経費を計上します。				財源内訳		国庫支出金	新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害給付費負担金	265,320
						都支出金	带状疱疹ワクチン任意接種補助事業 他	227,371
						その他特財	予防接種証明手数料、予防接種受託収入	77,224
						一般財源	－	3,151,143
				事業実施に伴う将来コスト		接種費用 352,444千円（うち特財31,022千円）／年		
				債務負担行為		令和 年度 ～ 令和 年度	限度額	

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	みなと保健所 健康推進課	NO	76
問合せ	健康づくり係 TEL:03-6400-0083		

1	事業名	がん患者等外見ケア用品購入費等助成		要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No.	21	施策No.	4	施策名	全世代にわたる健康増進と食育の推進				
						関連計画	港区地域保健福祉計画									
2	事業説明文 (拡充内容)	がん治療等に取り組む区民の心理的及び経済的な負担を軽減するため、病気や治療等に伴う外見の影響をケアするための購入経費の助成を拡充します。														
3	事業内容、実施手法、スケジュール等					4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）										
<レベルアップ分> 【事業内容】 がん患者だけでなく、病気や治療等による脱毛や乳房の切除などに伴う外見（アピアランス）の変化への心理的及び経済的な負担を軽減するため、ウィッグ等の外見ケア用品の購入費助成を拡充します。 【助成金額】 3万円又は購入経費の7割のいずれか低い額 ⇒購入経費の実費（10割）、上限10万円 【回数】 1人当たり1回⇒2回					【助成対象者】 ・がん治療に伴う外見ケアを必要とする区民 ・がん以外の疾病等で、病気や治療などにより外見ケアを必要とする区民 ※障害者総合支援法による補装具費支給対象者、港区暴力団排除条例に該当する方は対象外 【助成対象品目】 ・ウィッグ （レンタル、サブスクリプション含む） ・胸部補整具 ・帽子 ・エビテーゼ （身体にとりつける人工のボディパーツ）					港区は平成29年5月より都内初となるアピアランスケア事業を開始し、初年度93件から令和5年度134件と申請件数は増加傾向にあります。一方、令和5年度の134件中98件が上限3万円を超過し、購入金額平均は約9万円と自己負担額はなお高額である状況です。また、令和5年より東京都にて自治体への上限10万円の助成が開始され、現在23区中10区が上限10万円としており、港区も補助率や補助上限額の見直しが必要です。						
										5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む）						
<レベルアップ分以外> 申請書、チラシ等印刷経費					【スケジュール】 令和7年3月 要綱改正、事業周知 4月 助成拡充開始					都：1回上限10万円とし1人につき2回助成（都から自治体への補助）（補助率1／2） 特別区：10区（新宿区、文京区、台東区、目黒区、世田谷区、渋谷区、北区、練馬区、葛飾区、江戸川区）において、購入経費の10割、上限10万円、1人2回助成						
										6 事業実施により得られる効果・成果						
												がん患者以外で外見ケアを必要とする方も対象となるとともに、助成金額上限の増額により経済的及び心理的負担を軽減し、療養生活の質の向上が図れます。				
9 要求内容						7 根拠法令・規定等		8 事務事業評価結果								
						港区がん患者ウィッグ等購入費助成金交付要綱		レベルアップ：がん治療等に取り組む区民に対し、外見ケア用品の購入費等を助成することで、心理的及び経済的な負担軽減につながり、療養生活の質の向上が期待できるため。								
10 調整内容						10 調整内容										

令和7年度予算要求事業概要書



所管課	みなと保健所 健康推進課
問合せ	健康づくり係 TEL:03-6400-0083

NO	77
----	----

1 事業名		区民健康診査		要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No. 21	施策No. 4	施策名	全世代にわたる健康増進と食育の推進	
2 事業説明文 (拡充内容)		全世代の健康増進を支援するため、これまで30歳から39歳までで実施していた区民健康診査について、16歳から29歳までの区民を対象者に加えます。									
3 事業内容、実施手法、スケジュール等						4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）					
<レベルアップ分> 【事業内容】 従来の30歳代向けの健康診査の対象年齢を16歳から29歳までの若年層にも拡充し、無料で健康診査を受診できるようにします。 【対象】 16歳から29歳の区民 【場所】 港区指定医療機関及びこころとからだの元気プラザ		【実施方法】 受診対象者からのLOGOフォームや電話での受診券発行申請に基づき、申請者へ受診券を交付します。受診券の円滑な交付のため、6月から9月の4か月間において、受診券発行受付・相談窓口を開設します。 【受診期間】 令和7年7月から11月（指定医療機関） 令和7年7月から令和8年3月（元気プラザ） 【受診費用（自己負担）】 なし				義務教育期間の15歳までは、小中学校で学校保健安全法に基づき健康診断を実施しています。また、30歳代以降は、区又は職場等で原則健康診査を受診できます。一方、16歳から29歳までの人は就学や就業をしていない人は健康診査を受診する機会がなく、自らの健康状態の把握が難しい状況です。					
						5 国・都・他区等の具体的な取組状況（補助金等含む）					
						特別区：8区（新宿区、墨田区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、足立区、江戸川区）において、10代からを対象とした健康診査を実施（8区のうち、3区は無料での健診実施）					
<レベルアップ分以外> 30歳から39歳までの健康診査委託料等		【スケジュール】 令和7年7月～健康診査受診期間開始 受診券発行受付開始 令和8年3月 健康診査受診期間終了				6 事業実施により得られる効果・成果					
						対象を拡大することにより、これまで健康診査を受診する機会にない人が可能となり、若いうちから生活習慣病に対する意識付けをすることができます。					
						7 根拠法令・規定等		8 事務事業評価結果			
						・港区区民健康診査実施要綱		レベルアップ：区民健康診査の対象を16歳から29歳までの健康診査を受診する機会がない人に拡充することについて、若いうちから生活習慣病に対する意識づけができ、区民の健康増進が期待できるため。			
9 要求内容						10 調整内容					
		項目		小計	(うち特財)		項目		小計	(うち特財)	
レベルアップ分				22,549	0		レベルアップ分		16,610	0	
16歳～29歳分健康診査委託料（人口推計37,225人×3%≒1,100件分）				17,841	0		16歳～29歳分健康診査委託料（人口推計37,225人×2%≒740件分）		12,002	0	
受診結果データパンチ等委託料				91	0		受診結果データパンチ等委託料		61	0	
受診票等印刷及び発送経費				217	0		受診票等印刷及び発送経費		147	0	
受診券発行受付・相談窓口委託				4,400	0		受診券発行受付・相談窓口委託		4,400	0	
レベルアップ分以外				42,094	0		レベルアップ分以外		42,094	0	
30歳代区民健康診査委託料等				42,094	0		30歳代区民健康診査委託料等		42,094	0	
		要求額	64,643	0		調整額		58,704	0		
11 調整の考え方						12 財源内訳、将来コスト、債務負担行為					
区民健康診査の対象を16歳から29歳まで拡大することにより、若いうちから生活習慣病に対する意識付けができ、区民の健康づくり、健康増進が期待できます。拡充分については、就学や就労をしておらず、健康診査を受ける機会がない区民に受診機会を提供することを想定し、国の労働力調査による15歳から34歳の無業者（通学も就労もしていない者）の割合である2％を基に、想定件数を740件と見直して調整した経費を計上します。						財源内訳		国庫支出金			0
								都支支出金			0
								その他特財			0
								一般財源	－		58,704
						事業実施に伴う将来コスト		レベルアップ分 16,610千円（うち特材なし）／年			
						債務負担行為		令和 年度	～	令和 年度	限度額